

令和4年第1回定例会議案審査特別委員会会議録

令和4年3月16日 午後 1時27分 開 会

出席委員

委員長	櫻井繁行
副委員長	櫻井健一
委員	矢口龍人
委員	鈴木良道
委員	中根光男
委員	佐藤文雄
委員	加固豊治
委員	田谷文子
委員	川村成二
委員	来栖丈治
委員	設楽健夫
委員	宮嶋謙夫
委員	久松公夫
委員	小倉博

欠席委員

委員 古橋智樹

出席説明者

市長	坪井透
副市長	横瀬典生
教育長	大山隆雄
市長公室長	木村俊夫
市民部長	山内美則
教育部長	田崎守一
秘書広報課長	越渡貴之
政策経営課長	槌田浩幸
情報政策課長	稻生政次
環境保全課長	廣原正則
学校教育課長	岩井雄一郎
生涯学習課長	齋藤明
スポーツ振興課長	齋藤裕之

出席書記名

健康づくり増進課	高瀬	麻奈美
地域未来投資推進課	佐々木	望
議会事務局	柏崎	博子
議会事務局	澤田	幸一

議 事 日 程

令和4年3月16日（水曜日）午後 1時27分 開 会

1. 議案の審査

- (1) 議案第 1号 公の施設の広域利用に関する協議について
- (2) 議案第 2号 かすみがうら市公の施設の広域利用に関する条例の制定について
- (3) 議案第 3号 かすみがうら市企業版ふるさと納税基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- (4) 議案第 4号 行政手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- (5) 議案第 9号 令和3年度かすみがうら市一般会計補正予算（第11号）
- (6) 議案第13号 令和4年度かすみがうら市一般会計予算

2. 閉 会

開 会 午後 1時27分

○櫻井繁行委員長

こんにちは。

ただいまの出席委員は14名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから3月15日に引き続き、令和4年第1回定例会議案審査特別委員会を開きます。

本日の日程は、お手元のタブレット端末の審査予定表のとおりでございます。

それでは初めに、議案第13号について、昨日に引き続き、環境保全課霞台厚生施設組合の負担金についてというところ、経緯も含めて説明を願いたいと思います。

○市民部長（山内美則君）

昨日説明をいたしました議案第13号中、環境保全課所管分のご質問にお答えをいたします。

霞台厚生施設組合の副管理者として、市長の考え方について確認をしてみましたので報告をいたします。

霞台の旧施設の解体については、市長としても、当初、その費用は元の構成市が負担するべきとして考えていたということでございます。しかし、昨日、課長からも説明申し上げましたが、組合の正副管理者会議におきまして、循環型社会形成推進交付金を活用して旧施設を解体し、その跡地にストックヤード等を設置するという計画が提案をされました。その中で、新たな構成員となる茨城町と本市におきましては、組合の財産としての土地の負担分という話がございましたが、その負担をするよりも交付金を差し引いた後の解体費用等の負担をしたほうが負担が少なくなるとの説明がございました。正副管理者、各首長の間におきまして協議をした結果、その計画を実施するという結論に至ったということでございます。

広域運営という協力体制を構築するためにそれらの対応が必要であると市長の判断の下、合意をされたものでございます。

続きまして、もう一つの質問に対しまして、環境保全課長からお答えをいたします。

○環境保全課長（廣原正則君）

まず、先日お話しさせていただきました霞台の旧施設解体調査設計委託料の件でございます。

先日、かすみがうら市の負担分は、概算で310万円とお話をさせていただきましたが、それにつきましては、起債の交付税措置までされた分までを差し引いた実負担分の費用でございます。

起債につきましては、本市が起債するということになることから、設計委託料の霞台への負担金とし

ては、循環型社会形成推進交付金を差し引いた2680万7000円から交付金を差し引いた分の3分の1を差し引いた分の一般財源、これに本市負担分22.38%を掛けた400万円が震台への負担金ということでございます。310万円については実負担分ではございますが、実際に震台への負担金としましては、この調査設計委託料の中では400万円が負担金ということでございます。

続きまして、令和5年度以降計画されております解体費用の内訳でございます。

解体費用につきましては、過去の事例などからざっくりとした概算額で約8億円と昨日は説明をさせていただいております。この負担金につきましても、8億円から交付金の3分の1を差し引いた一般財源、これに本市の負担率22.38%を掛けると1億1936万円が概算での負担金となります。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、皆様のご質問等あれば、挙手の上、お願いいたします。

○宮嶋 謙委員

坪井市長も当初は、旧施設の解体は使っていた2市でやっていただくものと考えていたものの、土地の負担額と照らし合わせると、解体費用を負担したほうが安くあがるからそちらの負担を選んだというようなご説明だったと思うんですけども、そもそも新しい広域に参加する際に、土地の負担についてどんな取決めがあったのでしょうか。

○環境保全課長（廣原正則君）

そちらにつきましては協定書の中にございまして、その取扱いについては、現に構成する市町において協議するという規定がございました。それに基づいて管理者会議の中で協議されたものと思っております。

○宮嶋 謙委員

その条文を読んでいただけますか。

○環境保全課長（廣原正則君）

こちらは、ごみ処理広域化に伴う新処理施設及び関連施設の経費負担等に関わる協定書でございます。第4条でございますが、4市町管内において、現に設置し、管理運営されるごみ処理施設及び付帯施設等に関連する財産及び経費の取扱いについては、現に構成する市町において協議するとしてございます。

○宮嶋 謙委員

これは私が思うに、土地の取決め、負担義務がかすみがうら市にもしあるのであれば、それは参加する段階で、条件の中に入れておかないといけないと思うんですよ。ことが進んで、新しい処理が始まってから、そういえばこの話どうなっているのかと後出しで言われても応じることはなかなか難しいと思うし、今後だって、そうしたらほかのことでも何らかのかすみがうら市側の債務といいますか、そういったものが生じる可能性だって出てきちゃうんじゃないですか。それを考えると、特に財政的な負担については、当然ながら参加の段階で、あるいは施設の経費全体を試算した段階で、土地の話、借地なのか、財産として権利を主張するのか分かりませんが、これこれこれ分の金額的な負担をかすみがうら市もしてくださいという条件があるべきで、その時点でなかったのであれば、後からそういえば払ってくれと言われるのも筋が違うと思いますが、いかがでしょうか。

○環境保全課長（廣原正則君）

これについては、私から申し上げられることは、協定書に基づいて協議がされたということとしか、申し上げられないです。

○宮嶋 謙委員

その土地の負担分が、かすみがうら市が本当なら払ってもらいたいという土地は、具体的に幾らなのか。幾ら負担すべきだというふうに言っているのか、出していただけますか。

○環境保全課長（廣原正則君）

こちらにつきましては、組合の会議において協議がされたということでございまして、本市として聞いていますのは、組合の土地を購入したと仮定した場合の購入費用のうちの本市分及び茨城町分は解体費用の交付金を差し引いた構成市の負担金より高額となるということでございまして、協議した結果、そのような結果となったと聞いております。その内訳については、組合のことですのでその辺の情報だけでございます。

○宮嶋 謙委員

組合に確認してもらいたいんですけども、かすみがうら市は組合に幾ら債務があるんですか。確認していただけますか。現時点で幾らの債務がかすみがうら市にあるのか。そういう具体的な数字がなければ、こちらがそれに応じる責任だって生じないと思いますよ。そんな曖昧な、土地払ってもらったらもっと高くなりますよ、だからこちらを払ってくださいと、そんないい加減な話が自治体間であっていいんですか。だから、組合に確認してください。今、かすみがうら市が組合側にどれだけの債務があるのか。未払いの債務がどれぐらいあるのか確認してくださいよ。で、それを認定すべきですよ。どうでしょうか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 1時38分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時40分]

○環境保全課長（廣原正則君）

単価等については、現在持ってございませんが、土地の面積につきましては、約4町歩でございます。

○宮嶋 謙委員

いや、組合のほうに土地代を払うよりは解体費を払ったほうが安いと言われたという話ですから、であれば、かすみがうら市は幾ら組合に債務があるのか、借りているのか、かすみがうら市が。確認してください。

その解体費を負担することでその金額がどうしてチャラになるのか、その根拠を示すように言ってくださいよ。でないと、そんな曖昧な話では済まないと思いますよ。聞くことはできるでしょう。どういう返答かはこちらの問題ではないので。組合側の問題ですから。確認してください。

○環境保全課長（廣原正則君）

そこについては、組合のほうに確認させていただきたいと思います。

○櫻井繁行委員長

宮嶋委員、そちらの一部事務組合に確認ということですので、今日採決というか、最後までやらせていただきたいので、後日、出せるものは書面でガルーンのほうに格納させていただいて、解体費用の1億1936万円より高いという霞台がそっちのほうに安いよというお話でしょうから、今、課長の答弁は。その根拠あるものを出せるように、事務組合のあることですのでけれども、ということでもよろしく願いいたします。ということでご理解ください。

○佐藤文雄委員

私は、加入するときにダブルスタンダードだと言ったんですよ。つまり、ごみ処理施設、ここは利用しないんだよね。会議が加入しても。当時は。ごみ処理は新治広域でやっていたんだよ。ところが、全

部一緒くたにして会議やっていたんですよ、霞台厚生施設組合では。だって、ごみの問題だって議論になっているんだもの。だって、議案がそうなっているからね。ごみ処理はこっちでやっていたんだよ、新治広域事務組合で。

そういう意味では、経費を随分負担しているんだよ。そういう意味でダブルスタンダードだと私は何回も言ったんだよ。本来であれば、建設するということになれば、いわゆる建設委員会なり四者の、3市1町の建設委員会なるものをつくって、独自にやっていくというのが筋なんだよ。それを一緒になってやっていたんだよ。そのときに物すごい経費を出しているんですよ、そういう意味では。

最初に、今、協定で土地の問題なんかは一つも出るわけではないじゃないですか。4ヘクタールはどのくらいの規模だと思いますか。4ヘクタール、これは借地なんですか。4ヘクタールというのは霞台厚生施設の財産なんですか。

○環境保全課長（廣原正則君）

一部小美玉市も入っているかとは、私の曖昧な記憶になってしまいますが、ほとんどについては組合の旧霞台厚生施設組合の財産であると思っております。

○佐藤文雄委員

だから組合の財産でしょう。それに入ったわけだよ。かすみがうら市は。加入したんだよ。もうここに加入した段階で、対等平等なんだよ、もう。その活用の仕方については。対等なんですよ。だって、その財産だって確認しているわけでしょう、議会で。そこで、この分はかすみがうら、あと茨城町は、ここは関係ありませんよという話は出ていたんですか。

○環境保全課長（廣原正則君）

先ほど、答弁しましたとおり協定書の中では、それらの財産等に関しては、構成する市町において協議するという規定がございまして、それに基づいて協議がされたということだと考えております。

○佐藤文雄委員

最初に協議すべきですよ。今になって、もう稼働始まってだよ。去年の4月から稼働始まって、今ですよ。解体の話が出てからこんな協議を持ち込むということは、これは後出しじゃんけんで問題なんじゃないですか。

○環境保全課長（廣原正則君）

その辺につきましては、組合のことですが、私のほうからは何とも答弁できかねますのでお願いいたします。

○櫻井繁行委員長

ほか、ございますか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第13号 令和4年度かすみがうら市一般会計予算のうち、教育委員会所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

教育委員会学校教育課から特に補足説明等ございませんか。

○学校教育課長（岩井雄一郎君）

それでは、学校教育課所管の当初予算案について説明をいたします。

初めに、予算書7ページをお願いいたします。

第2表、継続費について説明をいたします。

下稲吉中学校の屋内運動場整備事業につきましては、6月定例会前の文教厚生委員会と全員協議会でご説明いたしましたとおり、国庫補助対象事業となりますことから、国からの補助金の交付決定を受けた後、契約を取り交わして工事発注となってまいります。また、建物の規模から工事期間は1年以上必要で、令和4年度と令和5年度にまたがる事業となりますことから、2か年の継続費で総額15億8628万9000円の予算を計上するものでございます。

右端の年割額につきましては、国からの補助金の年度別割合と合わせ、総額の3割分を令和4年度に、残りの7割分を令和5年度分としてございます。

次の8ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為について説明をいたします。

表の中3つ目の英語指導助手委託につきましては、小中学校に派遣するALTを令和6年度まで長期契約として、児童生徒への安定した語学指導力の確保と安定した人材確保を目指すものでございます。

次の4つ目と5つ目の小中学校の給食業務委託につきましても、安全・安心、そして安定した給食の提供を行うため、これまでと同様に、調理業務を令和6年度まで長期契約を結ぶ予算を確保するものでございます。

次の下稲吉中学校区の給食センター基本実施設計業務委託につきましても、これまでもご説明をしてきております下稲吉中学校の土地利用計画のとおり、給食センター整備を実施するために令和5年度までの2か年で設計業務を行うものでございます。令和4年度は基本設計、令和5年度には実施設計作業を進めまして、令和6年度の工事着工を目指すものでございます。

次に、歳入についてご説明をいたします。

予算書18ページ、15款1項2目教育費国庫負担金の1節中学校費負担金1778万9000円。昨年度は千代田義務教育学校の整備完了によりまして、今年度は大幅に減額となっております。今年度は下稲吉中学校の屋内運動場の建設に係ります公立学校施設整備費国庫負担金となります。補助金は2分の1でございます。

19ページ一番下になります。2項7目教育費国庫補助金3416万6000円、こちらも千代田義務教育学校の整備完了により大幅に減額となっております。この中で今年度新たなものは、右端の説明欄最後のへき地児童生徒援助費等補助金1055万7000円でございます。千代田義務教育学校のスクールバスの運行において、通学距離が4キロメートルを超える前期課程の児童分に対して補助を受けるものでございます。補助率は2分の1で、5年間交付される予定でございます。

次、20ページお願いいたします。

一番上の中学校補助金の説明欄4番目、学校施設環境改善交付金784万9000円につきましては、下稲吉中学校の屋内運動場に設置いたします太陽光発電設備及び併設する武道場の建設に係る交付金でございます。補助率につきましては、太陽光が2分の1、武道場のほうが3分の1でございます。

22ページ、16款2項7目、ページ一番下の2節教育総務費補助金41万2000円の小学校口腔衛生推進事業費補助金9万4000円につきましては、虫歯予防の県モデル事業として、児童が使用するフッ化物うがい液の購入の補助金でございます。補助率は10分の10となっております。

次の部活動指導員配置事業費補助金31万8000円につきましては、エキスパート指導による部活動の推進及び教職員の働き方改革を推進するため、外部指導者を取り入れるものでございます。

27ページ、21款5項7目、ページの下から8つ目の公立小中学校給食費（現年分）1億5826万8000円につきましては、2年目となります給食費の公会計に伴う歳入となっております。小学生が月4,100円の1,860人分、中学生は1,090人分と教職員380人分が月4,600円で、合計1,470人分を計上してございま

す。

歳入は以上となります。

続いて、歳出についてご説明をいたします。

事業概要書58ページ、予算書109ページの教育支援事業でございます。

この教育支援事業の中の事業費内訳の1つ目、教育相談に要する経費744万6000円では、いじめ防止の体験型事業として、小学校4年生と保護者を対象にC A Pいばらきによりますワークショップ、中学1年生には弁護士の実話によりますいじめ防止事業を予定しまして、いじめをなくすこと、また事案全ての解消を目指すものでございます。

2つ下の学校支援員設置に要する経費5080万5000円では、支援員を令和3年度の26名より2人増員しまして28名分の人件費を計上しまして、特別な支援を要する児童生徒に寄り添い、本市の教育政策の大綱にもあります誰一人取り残さない教育を推進していくものでございます。また、各支援員の人件費の単価を令和3年度はその単価を最高額で計上しておりましたが、令和4年度は実費額ベースで計上したため、総額が減額となっております。

事業概要書59ページ、予算書は110ページをお願いいたします。教育振興対策事業でございます。

事業費内訳2つ目の小学校教育振興に要する経費640万3000円につきましては、千代田中学校区小学校の統合により、七会小、上佐谷小の複式学級、T T非常勤講師や理科実験アシスタントの会計年度任用職員の減数により、令和3年度より1755万4000円の減額となっております。

事業費内訳2つ下の学校統合推進に要する経費1079万8000円につきましては、千代田義務教育学校の引越し作業の終了などによりまして433万円の減額となっております。また、この経費の中で、施政方針で市長からもありましたが、千代田義務教育学校のスクールバス待機児童を監護するT T非常勤講師の会計年度任用職員を1名追加しまして、霞ヶ浦南小、北小と合わせて3名分を計上してございます。このほか、5月28日に予定しております千代田義務教育学校の開校式典業務委託189万2000円も計上してございます。

次に、概要説明書61ページ、予算書は112ページをお願いいたします。

小学校管理運営事業でございます。

事業費内訳の小学校管理運営に要する経費2億4356万6000円につきましては、6301万9000円の増で、千代田義務教育学校の前期課程分のスクールバス8コースの運行委託費の追加によるものでございます。これ以外では、教職員の働き方改革を推進するため、4月から指導要録や学籍成績管理などの校務支援システムのグループウェアの使用料340万3000円を計上しまして、4月から本格導入をするものでございます。

次の事業費内訳、小学校給食管理運営に関する経費1億7688万3000円では、令和3年度から実施している給食の公会計でございまして、食材費を児童1,860人、教職員分230人分を計上してございます。また、学校の給食室でご飯を炊いていない下稲吉小学校、下稲吉東小学校分については、炊飯加工賃も計上してございます。

事業費内訳2つ下の小学校コンピューター管理に要する経費2587万4000円では、G I G Aスクール構想での児童1人1台ずつ対応しているタブレットパソコンの故障や破損に対応するため、全台数の3%分、62台、金額では306万9000円を計上してございます。

概要書、次の62ページ、予算書116ページをお願いいたします。

中学校管理運営事業でございます。

事業費内訳2つ目、中学校給食管理運営に関する経費1億2277万4000円につきましては、前年比965

万6000円の減で、令和3年度までは志筑小学校と上佐谷小学校の給食調理を千代田中学校で行い、食材費の予算も中学校費で計上いたしておりましたが、令和4年度は中学校分のみを計上したことによる減額でございます。また、令和4年度の給食食材費につきましては、生徒1090人、教職員150人分の食材費と給食室で炊飯を行っていない下稲吉中学校の炊飯加工賃を計上してございます。

事業費内訳2つ下、中学校コンピューター管理に要する経費806万4000円につきましては、前年比421万2000円の減で、コンピューター教室に設置するパソコンのリースの終了によるものでございます。また、小学校費と同様に、GIGAスクール対応のタブレットPCにつきましては、故障や破損に対応するため、全台数の3%分36台、178万2000円を計上してございます。

次に、概要書63ページ、予算書は118ページをお願いいたします。

中学校施設整備事業でございます。

事業費内訳の下稲吉中学校施設整備に要する経費4億8713万8000円につきましては、こちらも6月定例会前の文教厚生委員会と全員協議会、あと一般質問などでもご説明をいたしました下稲吉中学校区の給食センター基本設計費827万7000円を計上してございます。改築が行われていない下稲吉小学校、下稲吉東小、下稲吉中の給食室の老朽化に対応するため、既存の給食室の改修では手狭で対応できない、ドライシステムをはじめとする最新の衛生設備を備えた給食センターを下稲吉中学校の敷地内に建設する基本設計でございます。施政方針の質問で教育部長の答弁にもございましたが、今般のコロナ禍では、季節を問わず給食の調理を実施できる施設にすべきとのご意見もいただいております、空調設備も整備する計画でございます。

このほか、新たな屋内運動場と武道場の建設工事費4億6952万4000円も計上してございます。令和5年度までの2か年事業となり、令和4年度は全体工事費の3割分を計上してございます。建設する建物につきましては、鉄筋コンクリート造り、二階建て、延床面積は2,940.6平方メートル、そのうちですが、アリーナ面積が1,498.88平方メートル、武道場は575.19平方メートルとなり、既存の霞ヶ浦中学校の体育館と比べますと一回り大きいものとなっております。また、避難所の機能でございますが、屋内運動場と柔剣道場を併設することで、体調の悪い方と平常の方の部屋を分けて収容できることや、畳のある柔道場は特に高齢者には有効であると考えております。設備面では、太陽光発電や移動式の観覧席、玄関ホールでは点字ブロックを含むバリアフリーのほか、防災機能としては防災用倉庫、マンホールトイレ、かまどベンチ、蓄電池と非常電源機能を備えたLEDソーラー外灯などを整備し、文教厚生委員会でご提案をいただきましたSDGsの理念も考慮した建物を計画してございます。

次の事業費内訳、中学校施設耐震促進に要する経費271万7000円につきましては、千代田義務教育学校の体育館の非構造部材耐震対策工事の設計業務を計上してございます。具体的には、天井等の改修工事の設計となっております。

このほか、経常経費になりますが、1つ説明をさせていただきます。

お戻りいただきまして、予算書112ページ、中段の01、03小学校就学支援に要する経費のうち19就学援助費と、115ページ、説明欄の中段下01、03中学校就学支援に要する経費の19就学援助費につきましては、いわゆる準要保護費でありまして、コロナ禍の対応を考慮し、これまでの実績数の1.3倍で予算を計上したほか、感染防止対策としての休校時の自宅でのオンライン学習の通信費を新たに追加しまして、令和3年度より小学校費では282万7000円、中学校費では298万1000円を増額してございます。

○櫻井繁行委員長

課長、事業概要説明書の61ページを確認してもらいたいですけれども、一番上の事業費の小学校管理運営に要する経費、令和4年度2億4356万6000円、これは予算書を見ると2億4358万6000円で2万円

ほはずれていますので、これはケアレスミスですか。事業費計も2万円ほど変わってきますけれども、ここは確認をして答弁いただければと思います。

暫時休憩いたします。 [午後 2時07分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時07分]

○学校教育課長（岩井雄一郎君）

結果から申しますと、予算書のほうが当然正しい金額でございます。概要書のほうが2万円低い額の理由でございますが、112ページの下から11番、4労働災害保険料この2万円が差額として生じておりまして、こちら人件費でございますので、総務課のほうで計上したものでございまして、すみません、そちらの分が概要書のほうで抜けてしまっております。

○櫻井繁行委員長

ということは、この61ページの事業概要書の数字は正しいという認識なんですね。

○学校教育課長（岩井雄一郎君）

はい、すみません。概要書のほうを修正しなければならないものです。

○櫻井繁行委員長

それでは、61ページの概要書は差替えをさせていただきたいと思います。

以上で説明が終わりました。

それでは、学校教育課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○久松公生委員

下稲吉中学校屋内運動場、そして給食センター等について、幾つか質問をさせていただきます。

この件につきましては、私も一般質問等で何回か質問させていただきました。

今、説明の中で、屋内運動場ですが、アリーナ面積は1,498.幾つとかということだったんですけども、これは下稲吉中学校の今まで体育館整備に当たっては、手狭だったということとか、あと学校行事ができないとか、部活動が交換でやっていたとか、いろんなことがあったと思うんですが、この面積にすることによってその辺の対応等はどのようになるのでしょうか。

○学校教育課長（岩井雄一郎君）

今度計画をしております体育館のアリーナにつきましては、申し上げましたとおり1,498.88平方メートル、今までの古い体育館が717.6平方メートルと約倍近いアリーナ面積になってございます。

それと部活動のほうなんですが、下稲吉中学校は生徒数も多いので、いろいろな部活動がございまして。その中で、体育館で競技をするスポーツでは、ハンドボールが一番大きなスポーツかと思えます。縦40メートル、横20メートル必要なんですが、そちらも正式なコートができるアリーナ面積を確保する予定でございます。

あと、学校行事につきましても、これまで全校生徒と保護者が入ることのできなかつた入学式や卒業式も3学年、そして保護者も全部入った状態で卒業式、入学式ができるアリーナ面積を確保するものでございます。

○久松公生委員

同じく、今回武道場ということも一緒に整備ということですが、武道場に関しても多分広くなっているという説明だったんですけども、今までは公式な試合ができるスペースではないところで剣道部も柔道部も練習していました。その辺も含めてどのようなふうな対応になっているのか、お伺いします。

○学校教育課長（岩井雄一郎君）

武道場につきましては、これまでの武道場が面積では406平方メートル、今計画している武道場が575.19平方メートルと1.4倍程度大きくなる予定でございます。

試合する場所につきましては、試合の畳が四角くなっているところがあるんですが、その大きさは当然変わらないんですが、その周りの余白の部分といいますか、周囲のスペースが広くなりまして、全体では約1.4倍の大きさを確保する予定でございます。

○久松公生委員

やはり下稲吉中学校は、かすみがうら市内でも一番の大規模校で、生徒数もある意味ずっと推移している学校ですので、その辺の面積を考慮した上で整備ということですので、今後すばらしい環境の下、運動や文化、いろんなことで活用できる大きさかなと思います。

続きまして、給食センターということで説明がありましたが、たしかこれも私一般質問で質問したときに、老朽化が多分しているという話もさせてもらったんですけども、今現在の下稲吉小学校、下稲吉東小学校、下稲吉中学校の今の給食室の築年数といいますか、それが分かれば教えていただきたいと思えます。

○学校教育課長（岩井雄一郎君）

給食室でございますが、まずは下稲吉小学校、昭和48年建築、下稲吉東小学校、昭和54年建築、下稲吉中学校、昭和56年建築ということで建設から41年から49年が経過してございます。なお、面積も先ほど申しましたが、手狭なことと老朽化ということは進んでいる状態でございます。

○久松公生委員

そうなりますと、大分年数的にも老朽化している状態でもなんとか使っているということのようです。それを踏まえての今回の整備ということなんですけれども、理解ができないというか、説明も難しいんですけれども、たしかかすみがうら市の小中学校は、自校式という給食、いわゆる学校で給食を作って、出来たてを子どもたちに食べてもらったという、大変おいしい給食としているということは、私もPTAをやっていた頃から非常に先生方も喜んで、子どもたちも喜んでおいしいと言っていたんですけれども、今回給食センターということで自校式というふうには呼ばないんでしょうけれども、中身というか、1か所で近くの2校分をプラスして3校分を作る、ただ内容はその場所で3校分を作って温かいうちにおいしい給食が提供できるという根本的な内容は変わらないと理解してよろしいんですよね。

○学校教育課長（岩井雄一郎君）

久松議員がおっしゃるように、これまでは自校方式で、かすみがうら市の給食は進めてきましたが、今回の下稲吉中地区の給食センターは、ちょうど3校の真ん中にあります下稲吉中学校で3校分をまとめて調理して配送する予定でございます。当然、学校で作っていない小学校は出てきますので、作っているおいしい匂いがなくなる事はございますが、新しい最新の衛生設備での給食センターでの安全・安心、そして安定した給食の提供が一番大事だと考えております。そのほか、栄養士も各学校ではなくて、現在は、各中学校ごとに1人の割合ぐらいで、中学校に約1名程度で配置になってございます。給食センターが完成すれば、調理室だけでなく事務室なども整備することになってまいります。そうしますと、1人の栄養士が3校分の給食の調理を、自分の目の届く範囲で調理ができます。おいしさはこれまでと同じに、材料も同じですし、調理もそんなには変わらないと思えますので、おいしさは当然今までと同じようになりますし、設備の安全面、栄養士の適切な管理の下で、よりよい給食ができるものとは考えております。

○久松公生委員

先ほど、事務室ができてとかそういったのを配置するという話がありましたけれども、そうなってくると、令和3年度から始まった公会計とか、そういった教育委員会の給食に関わる部門はそちらでやるような形になるのでしょうか。

○学校教育課長（岩井雄一郎君）

公会計の事務処理なんかも給食センターの事務室で行うことも可能とは考えます。

○久松公生委員

いずれにしましても、かすみがうら市内の小中学校、かすみがうら中学校、そして南小学校、北小学校、今度4月から開校します義務教育学校、全ての給食室は最新の衛生設備で、おいしい給食を提供していると思いますので、今回のこの下稲吉中学校給食センターということで、子どもたちに安心・安全でおいしい給食をできるだけ早い時期に提供できるような計画で進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○学校教育課長（岩井雄一郎君）

最新の衛生設備になっていない給食室は、下稲吉中地区の3校でございますので、その3校を早い時期に改修すべき方法は、一つにまとめて給食センターで対応するのがいいという考えで、今回の設計を計上するものでございますので、一生懸命頑張って早期に安全な給食ができるように努めてまいります。よろしくをお願いします。

○佐藤文雄委員

今の関連なんですけど、耐用年数が今の給食室が狭い。古くなっていると、設備も更新をするのには難しいと。給食センターにしますよということなんですけど、この給食センターの中学生と小学生、それぞれ学年ごとに違う料理を作るということではないんですか。

○学校教育課長（岩井雄一郎君）

公会計化になりましてから献立を統一しておりますので、小学生と中学生、量が違うだけでメニューは同じでございます。

○佐藤文雄委員

就学援助の話ですが、前年度と比べて3割ぐらいというふうにおっしゃいましたけれども、3割じゃないですね。計算すると、小学校が前年度と比べて1.18、中学校が前年度と比べて1.17ですね。3割じゃないですね。それで、それは確認してください。就学援助で支給の目安というのが今変わったと。プラスアルファになったということをおっしゃいましたけれども、現況の支給額については、何がプラスになったんですか。

○学校教育課長（岩井雄一郎君）

先ほど答弁した3割増しということなんですけど、実績の3割ということで、令和2年度に扶助した方が158名いたんですが、それに3割分を足しまして206名分で予算を計上してございます。それと、今年度扶助のメニューを1つ増やしております。

○櫻井繁行委員長

課長、今年度というのは令和3年度ですか、令和4年度ですか。

○学校教育課長（岩井雄一郎君）

令和4年度に増やすものは、オンライン学習の通信費のそういうメニューを追加するということでございます。

○佐藤文雄委員

通信費というのはWi-Fiですね、通信費じゃなくてWi-Fi機能、幾らですか。

○学校教育課長（岩井雄一郎君）

家庭でのWi-Fiの費用を追加しております。1人当たり1万2000円を見ております。

○佐藤文雄委員

それから、令和2年度の実績から言うと、金額ね。金額のほうは小学校は1.96倍だね。だから、その中学校の場合は金額的には2.27倍になっていますね。だから3割というのは、数値的に合わないんじゃないかなと思うんですが、3割にこだわりますか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2時24分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時24分]

○学校教育課長（岩井雄一郎君）

説明が足りなくてすみません。扶助すべき人数を3割増しという計算をしたものですので、佐藤議員おっしゃるように、予算額と前年を比較しましてちょうど3割増やしたものではありません。よろしくをお願いします。

○櫻井繁行委員長

ほかございますか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

続いて、教育委員会生涯学習課から特に補足説明等はございませんか。

暫時休憩いたします。 [午後 2時25分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時25分]

○生涯学習課長（齋藤 明君）

それでは、議案第13号 令和4年度かすみがうら市一般会計予算に関わる生涯学習課所管分について主な内容をご説明させていただきます。

初めに、歳入のほうからご説明いたします。

予算書のほうは20ページをお願いいたします。上段になります。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、7目の教育費国庫補助金でございます。3節社会教育費補助金968万6000円でございます。国宝重要文化財等保存整備費補助金280万3000円につきましては、開発行為や住宅建設に伴う埋蔵文化財の所在の有無の紹介、申請に対しまして、試掘作業や調査報告書作成に伴う国庫補助金で、補助率のほうは2分の1ということになります。

また、その下の地域文化財総合活用推進事業補助金688万3000円は、博物館で現在作業を進めております文化財保存活用地域計画の策定業務に関わる経費の補助金で、補助率のほうは10分の10、100%ということになっております。

歳入については以上になります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

歳出につきましては、大きく増減している事項のみご説明させていただきます。

事業概要説明書は64ページをお願いいたします。

予算書につきましては、119ページから120ページ上段になります。

生涯学習推進に要する経費です。令和4年度予算額1282万8000円、前年度比較で676万7000円の増ということになります。主なものにつきましては、生涯学習推進計画の策定業務委託として、12節の委託料に562万1000円を新たに計上させていただきました。生涯学習推進計画につきましては、令和4年度末で第1期の計画が終了いたしますので、令和5年度から令和9年度までの5年間の新たな計画となりますので、それに関わる委託料ということになります。

また、生涯学習市民協働に要する経費につきましては、令和4年度の予算額202万円、前年度比較で82万円の増ということになります。主なものにつきましては、ふれあい生涯学習フェアに関わる委託料で、今年度実施しましたオンライン開催をベースに、映像制作の委託を増額して計上させていただきました。そのほかの社会教育担当の経費につきましては、前年度実績を基に計上させていただいております。

続きまして、概要説明書66ページをお願いいたします。

予算書につきましては123ページになります。

霞ヶ浦中地区公民館講座に要する経費、令和4年度予算額84万9000円、前年度比較で143万6000円の減額となります。主なものにつきましては、陶芸棟の照明を水銀灯からLEDに交換する工事が完了しましたことによる減額ということになります。

また、経常経費でありますので事業概要説明書には記載がありませんが、予算書123ページの上段になります。

14節の工事費ですが、旧志士庫地区第1公民館の解体工事3019万7000円となります。本工事費につきましては、令和2年の6月1日よりウエルネスプラザへ公民館機能が移転したため、用途廃止となっている既存の建物を解体する費用となります。解体後につきましては、更地にさせていただいて、隣接の戸沢公園運動広場の利用者のための駐車場として、スポーツ振興課さんのほうで活用していただく予定となっております。

そのほかの公民館費につきましては、前年度実績を基に計上させていただいております。

続きまして、事業概要説明書68ページをお願いいたします。

予算書につきましては、124ページ下段から125ページになります。

図書館費ですけれども、こちらにつきましては、前年度実績を基に計上しておりますけれども、令和4年度におきましては、電子図書の導入に関わる調査、研究を行ってまいりたいと思っております。

続きまして、事業概要説明書70ページをお願いいたします。

予算書につきましては128ページになります。

文化財保護に要する経費、令和4年度予算額1028万8000円、前年度比較で656万5000円の増額となります。主なものにつきましては、文化財保存活用地域計画策定業務委託の640万9000円でございます。

こちらの委託につきましては、茨城県におきまして、文化財の保存活用の基本的な考え方や方針を示す茨城県文化財保存活用大綱が令和2年度に策定されまして、本市におきましても、取り組んでいく目標や内容を記載した文化財の保存活用に関する基本的なアクションプランの策定業務の委託費となります。経費につきましては、国からの補助金の対象となりまして、補助率10分の10となり、先ほど歳入説明の中の地域文化財総合活用推進事業補助金の部分になります。

また、埋蔵文化財に要する経費、令和4年度予算額567万9000円、前年度比較で305万6000円の増額となります。主なものにつきましては、開発行為や住宅建設等に伴う埋蔵文化財の所在の有無の紹介、申請に対しての試掘作業や調査報告書作成に伴う費用となりまして、実績相当額での増額となります。こちらの経費も国からの補助金の対象となりますので、こちらは補助率2分の1となり、先ほど、歳入説明の中の国宝重要文化財と保存整備費補助金の部分となります。

続きまして、事業概要説明書は71ページをお願いいたします。

予算書につきましては129ページになります。

帆引き船保存活用対策に要する経費、令和4年度予算額300万9000円、前年度比較で96万円の増額となります。主なものにつきましては、本市のシンボル帆引き船を後世に伝承していくため、帆引き船の関係者の方や市の有志の方たちで設立されました帆引き船・帆引き網漁法保存会にて毎年実施しております帆引き船フォトコンテストが、今年度で20回を迎えるということになりましたので、こちらのフォトコンテスト20周年の記念冊子を作成する費用として、令和4年度単発的に補助金額を増額したものでございます。そのほかの博物館費につきましては、前年度実績を基に計上させていただいております。

生涯学習課からの説明は以上となります。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、生涯学習課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫委員

予算書の130ページ、ジオパーク推進に要する経費という項目がありますね。この中で大会負担金とか推進協議会負担金が掲載されているんですけども、具体的な企画が今年の本年度企画については、何らかの形での予算の配分がないようにうかがえるんですけども、説明をお願いします。

○生涯学習課長（齋藤 明君）

ジオパーク関係につきまして、ジオパーク負担金のほうは協議会負担金としまして88万円、こちらのほうは6市で協議しておる協議会の負担金ということになっております。あとは各研修負担金ということになっております。

○設楽健夫委員

事業について計画していくなら計画していくでもいいですけども、予算については計上されていないので、任用職員が1人選任で入っていますね。ジオパーク担当ということ踏まえると、今年度の事業については、どういう事業を推進していくというふうに考えているのか。説明をお願いします。

○生涯学習課長（齋藤 明君）

ジオパークに関しましては、まずは6市にある協議会、当然そちらのほうで事業のほうは考えておりますので、そちらのほうはジオツアーなりジオの講座なりを考えております。市のほうとしても独自でマナビィ講座などの事業のほうを実施する予定でございます。

○設楽健夫委員

マナビィはマナビィですから、ここには記載はないですけども、特にかすみがうら市地域のジオパークに対する取り組みについては、ここには計上されていませんけれども、来年度に向けて準備していくとか、そういうことを含めて、具体的などという事業を起こしていくのかということについての検討については、職員も配置されているわけですから。その点については予算化されていませんけれども、よろしくをお願いします。

○生涯学習課長（齋藤 明君）

マナビィ講座、市のほうで独自にやる講座につきましては、歴史博物館の講師謝礼で当然それは見ておりますので、そちらのほうは進めていきたいと思っております。あと、6市のほうもツアーなりを計画しておりますのでやってまいります。あと、昨年度、再認定を受けたときにその協議会のほうとして、一つ宿題的なものも出されました。そちらにつきましては、教育関係、学校のほうとの連携を取りながら、ジオパークのほうも進めていくということになっておりますので、そちらも進めていきたいというふう

に考えております。

○設楽健夫委員

下大津地区公民館の件についての記載がありますけれども、具体的な内容といえますか、どのようなものを計画されているのか。説明をお願いします。

○生涯学習課長（齋藤 明君）

予算書123ページの上段になります。

下大津地区公民館の基本計画業務委託ということで、300万円ほど予算を取らせていただきました。こちらにつきましては、今後解体工事と併せまして地元下大津地区の支館長、副支館長また集落たしか13集落でしたかね、あったと思うんですが、そちらのほうの区長さんとそちらの公民館の役員さんを含めて話をいろいろ進めていながら、大きさと内容だとか、あと土地利用の関係も含めまして、来年度、令和4年度でいろいろ計画をしていきたいと思っています。その後、実施設計と考えております。

○設楽健夫委員

分かりました。よろしくをお願いします。

○櫻井繁行委員長

ほかございませんか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。 [午後 2時40分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時49分]

続いて、教育委員会スポーツ振興課から特に補足説明等ございませんか。

○スポーツ振興課長（齋藤裕之君）

それでは、議案第13号 令和4年度かすみがうら市一般会計予算のスポーツ振興課所管の部分についてご説明いたします。

まず、歳入のほうからご説明させていただきます。

予算書16ページをお願いいたします。

14款使用料及び手数料、1項使用料、6目教育使用料でございます。3節の体育センター使用料から17ページの8節海洋センター使用料までが市内体育館施設の使用料収入でございます。3節から8節までの合計としまして494万3000円でございます。これは令和元年度実績相当額に合わせて計上させていただいております。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

予算書のほうでは129ページ、事業概要書では72ページと73ページになります。

10款教育費、5項保健体育費、1目保健体育総務費でございます。人件費を含めました保健体育総務費の予算額4950万4000円に対しまして、前年度予算額が4640万円、310万4000円の増でございます。これは令和4年度は、かすみがうらマラソン大会が開催される予定でありますので、大会費の300万円増によるものでございます。

事業別としまして、ご説明いたします。

まず、かすみがうらマラソン大会開催に要する経費でございます。かすみがうらマラソン補助金300万円でございますが、令和3年度は中止でしたので、令和4年度は実施の方向で現在進んでおります。そのため、300万円の増額となっております。

続きまして、市民ふれあいスポーツ推進費に要する費用でございます。市民の体力づくり、健康づくりを推進するため、子どもから高齢者まで様々なスポーツに取り組めるような機会を提供できるよう事業を進めております。予算額355万6000円、前年度比較34万6000円の減でございます。こちらにつきましては、市民マラソン大会と市民ふれあいスポーツフェアでの消耗品等、弁当の食料費を少なく見積もったためです。ほかにはほぼ前年と同様の金額の予算計上となっております。

続きまして、スポーツ団体育成事業に要する経費でございます。主なものとしまして、会計年度任用職員の報償費及びスポーツ推進委員への謝礼とスポーツ少年団への球技大会委託、体育協会への補助金交付となっております。予算額749万6000円、前年度比較26万6000円の減でございます。主に体育協会加盟団体各部への補助金が全体で20万円を減額させていただいております。ほかにつきましては、前年度とほぼ同額の計上をさせていただいております。

続きまして、経常経費のほうに入ります。

概要書は73ページ、予算書は131ページとなります。

体育施設管理費の予算額1億2749万5000円に対しまして、前年度予算額2億1106万5000円、8357万円の減でございます。これは令和3年度第1常陸野公園管理センターのほうを解体しました1億855万円の減によるものです。事業別といたしまして、主な変更点につきましては、体育センター管理費運営に要する費用は、主に旧保健センターと体育センターの一体活用の調査委託、こちらの500万円の減に伴うものでございます。

わかぐり運動公園に要する経費のほうでは、主に14節工事請負費、テニスコートの張り替え修繕工事770万円でございます。これは多目的運動広場とわかぐり運動公園第1常陸野公園にありますテニスコートを2面ずつ人工芝に張り替えているものでございまして、令和3年度は第1常陸野公園の2面を張り替えております。

次に、第1常陸野公園の管理運営に要する経費ですけれども、第1常陸野公園管理事務解体工事完了に伴う減額分1億1865万円でございます。その他施工では、12節の委託料、第1常陸野公園駐車場街灯整備工事設計業務48万4000円でございます。これは令和3年度に管理棟の解体工事を行ったため、その地を駐車場にして駐車場全体としての設計業務街路灯の設計業務委託でございます。

また、133ページの14節工事請負費、テニスコートの照明修繕工事としまして225万5000円を計上させていただいております。

次に、事業概要書には記載ありませんが、予算書のほうでは133ページになります。

0106（仮称）スポーツ公園管理運営に要する経費でございます。第2常陸野公園の土地購入費1900万円でございます。現在、この土地を利用して体育協会に加盟している2つの団体が利用しておりますが、今後の活動の継続、また市民の方でも利用できるよう現在借地となっている部分を購入して提供したいと思っております。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、スポーツ振興課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○矢口龍人委員

今おっしゃっていたこの第2常陸野公園を買い上げるというふうなお話ですけれども、この土地の経

緯を説明していただけますか。

○スポーツ振興課長（齋藤裕之君）

令和4年2月1日の庁議におきまして、借地の買取り申出が地権者のほうから市のほうにありました。

○矢口龍人委員

質問していることに答えていないので、経緯ですから、第2常陸野公園、昭和54年にたしか借りていると思うんですけども、それからの経緯です。

○スポーツ振興課長（齋藤裕之君）

それにつきましては、担当が都市整備課のほうになっておりまして、こちらのほうでは把握してございません。申し訳ございません。

○矢口龍人委員

これ都市整備課だったのが何でスポーツ振興課になったの。それをちょっと答えてくれますか。

○スポーツ振興課長（齋藤裕之君）

令和4年2月1日の庁議におきまして、都市整備課からスポーツ振興課へというようなことで決まりまして、その理由としまして、体育協会の加盟団体であるターゲットバードゴルフ、グラウンドゴルフ部が体育協会の会員でございまして、その人たちが使っているということでスポーツ振興課のほうに回ってきたものと考えております。

○矢口龍人委員

今のその前の私の質問ね、都市整備課でしょう。と言っていたよね。所管だったと、その資料を提出していただけますか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 3時00分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時00分]

○スポーツ振興課長（齋藤裕之君）

都市整備課所管の書類でございまして、現在、スポーツ振興課では預かっておりません。提出はできません。

○矢口龍人委員

だから、委員長のほうから都市整備課のほうに、この資料を出すように言ってください。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 3時01分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時15分]

○矢口龍人委員

資料が手元に入りましたので、よく分かると思うんですけども、この件は副市長がご存じでしょうか、ちょっと副市長に説明いただけますか。

○副市長（横瀬典生君）

大変申し訳ございません。もう一度、何をどうしろというのでしょうか。教えてください。

○矢口龍人委員

経緯を説明してください。

○櫻井繁行委員長

今、お手元には昭和54年10月3日からの資料が副市長あると思うんですけれども、それでの経緯だと思うんですが、ご答弁をよろしく願いいたします。

○副市長（横瀬典生君）

ただいまいただいた書類の中でございますが、これは54年度から令和3年度とございまして整理がされております。その中で、昭和54年からの賃借料の総額と書いてございます。これまでの流れの中では8556万9111円となっております。そのところを示せと今おっしゃったところでしょうか。よろしいですか。

○矢口龍人委員

あと、土地の買い上げもしているんですね。土地の買い上げの説明もお願いできますか。

○副市長（横瀬典生君）

土地の買い上げがいつ誰とどんなふうにしたかというのは私は承知しておりませんが、絵を見ると、白字で売り払った内容があると思いますが、ちょっと暫時休憩させていただいてお示ししたいと思います。よろしく願いいたします。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 3時17分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時21分]

○副市長（横瀬典生君）

突然ですが、売買の資料のところがございます。これが購入したものというふうに考えます。この資料の一番下のところ、先ほど私が8500云々と言いましたね。そこの左側のところに購入額として載っております。大きいのが3955万円、724万円、585万円、概略ですけども、そういうのが売買として過去にあったというところがございます。現実的にはなかなか分かりづらいでしょうが、全体のおおよそこの土地の一つの考え方でいくと、公園自体の大体半分は既にかすみがうら市になっているということかと思えます。したがって、その後の第2常陸野公園、要するに借りている部分について今回整理をしたものでございます。そういう流れでよろしいでしょうか。

○矢口龍人委員

はい、分かりました。それでその売買の今副市長おっしゃったように、昭和58年に3900万円で、あと平成4年と平成14年に買い上げてあります。それトータルで1万7333平方メートル、トータル金額にすると5265万3143円になるんですね。これだけの大きなお金がこの第2常陸野公園では動いているということでございます。

それで、先ほどの答弁で、令和4年の2月11日にそういうふうなことで決まったというようなことでしたよね。その会議録がここにあります。この中に入っていますから見ておいていただきたいんですけども、それよりも遡ることずっと戻ってください。

戻ってくると、起案書がありますから。平成30年の2月15日の決済で第2常陸野公園の賃貸借契約について、このように別紙契約してよろしいか伺いますと。この中身に表題の件につきまして、平成30年3月31日をもって第2常陸野公園における賃貸借契約が満了となることから、関係部署による協議を行い、庁議及び公共施設等マネジメント推進委員会などの意見を踏まえて、今年度で公園施設としての長期契約は結ばないこととなりましたと。その下には公園施設の用途廃止に伴い、第2常陸野の借地を返還するに当たっては土地の原状回復などを行わなければなりません。次年度は短期契約期間に返却交渉を進め、対応することを前提として賃貸借契約をしてよろしいかというお伺いを立てております。

それで、その次が令和2年2月27日の起案書です。これは第2常陸野土地賃貸契約について、表題の件につきまして、平成30年4月1日付で2年間の契約を締結しております。その契約が本年3月末で終了しますので、地権者と引き続き、別紙契約書により市で公園用地を使用するため2年間の契約を締結しますということですね。ですから、もう返すというのが前提で会議を進めておったのが、これ令和2年の2月ですか。先ほどのスポーツ振興課の課長の話であった、これがそうなんですよね。第11回というものです。そこによりますと、一番最後に、第2常陸野公園用地の購入について資料。

○櫻井繁行委員長

これは個人的にいただいた資料なので、もしよかったら皆さん、個人で見えていただきながらこちらも初めて見る資料ですので、すみませんが、矢口議員、続けてください。

○矢口龍人委員

説明が副市長になっていますね。概要説明、公園用地の地権者から用地の買取りの要望が出され、今後の活用を踏まえ購入を進める。以前の庁議において廃止の決定をされたが、例外事項として地権者から買取りの申出があった際、将来的に活用が可能な場合、借地を取得することが可能であることから審議されたい。その質疑、意見で、現在スマートインターチェンジの計画を進めており、周辺の観光の整備を含めいろいろな推進ができるような内容が含まれているため、第2常陸野公園を別の形で活用することは考えられるのでは。体育協会の加盟団体であるターゲットバードゴルフ部、グラウンドゴルフ部が施設を活用し、活動している市民の体力の維持、健康増進の観点からも今後方向性を考えたい。更地にして返還する金額と購入する金額を比べると購入したほうが安くなるのでは。今後の利活用や買取りの申出、スポーツ関係団体の現在の使用状況を踏まえ、今後の活動を見出した上で購入するという形で進めていくというよう結論が出たみたいなんですけれども、これ2月ですよ。先月返そうとしていたものを先月こういう決まり、こういうことで、副市長が説明しているみたいなんですけれども、これ間違いないですか、副市長。

○副市長（横瀬典生君）

今、記録の内容を読み上げましたので了解しております。2月です。

○矢口龍人委員

それで、このスポーツ振興課の所管の例えば、わかぐり運動公園とか、それから戸沢公園とか、これ借地料が莫大な借地料なんです。私はずっと前から、もう10年ぐらい前からこの借地料を何とかしたらどうなんですかというお話をしていました。昨日、5000万円だったけれども、どうになりましたと言ったら、700万円減りましたというお話だったんですよ。それ保育所を返したものが700万円なんです。だから、ほか全然進んでいなかったということね。だから、こういうことを今申し上げたいのは、今、第2常陸野公園を年間210万円でしたっけ、で借りているわけですよ。10年で2100万円なんです。何で10年前に返すとか、返さないとか、きちっとやらなかったんですか。そうすれば、2000万円あれば、だって返す工事やったって、何したって全然いいじゃないですか。それがここまで引っ張ってきて、それで何が言いたいかというと、あそこの土地は、ここ10年ほとんど未使用ですから。なんせあそこを使っちゃ駄目だといって入らせてもらえないんです。キャンプも駄目、あそこでバーベキューやっても駄目ということで、ずっと放置されていた土地がこの土地なんです。

2団体が使っているというのは年間3日ぐらいですよ。せいぜいそんなもんですよ。何かすごく毎日使っているようなことに思いますけれども、そうじゃありませんからね。勘違いしないでください。そうですね、課長。

○スポーツ振興課長（齋藤裕之君）

ターゲットバードゴルフにつきましては、月曜日から金曜日まで会員の方が使っているように聞いておりました、1日何人というような統計は取っていないらしいです。こちらでつかんでいるのは、大体3名から4名が使っているんじゃないかと。グラウンドゴルフにつきましては、申請書のほうでは55名というように書いておりました、それからいうと、大体5,000人近くに上ってしまうというように理解しております。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 3時31分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時32分]

答弁を求めます。

○スポーツ振興課長（齋藤裕之君）

先ほど言いましたのは、こちらで体育協会に入っている加盟団体ですので、そちらの人数を把握した状況で言った人数でございまして、そこをどういうふうに建物がどうあるとか、そういうことにつきましては、まだ所管は移されていないものですから。私のほうでは答弁ができないような状況でございませぬ。

○矢口龍人委員

それで、この土地は不動産鑑定入っていますけれども、税金が優遇される特別措置法の対象になるんですか。

○スポーツ振興課長（齋藤裕之君）

鑑定しまして、その後に公拡法というものがあまして、1500万円の控除が受けられるものがあります。そちらのほうで対応になるかと思っております。1500万円でございます。

○矢口龍人委員

そうすると、1900万円の土地の1500万円は非課税ということで、400万円に対しての課税ということですね。優遇ですね。

先ほどのターゲットバードゴルフとかグラウンドゴルフとかと言っていましたけれども、これはこの公共用地の借地の買取りに対しての課題として、そういった例えばターゲットバードゴルフとかグラウンドゴルフとかという一つの組織があるとすれば、ほか代替え地でフォローするというようなことになっているんですよね。だから、無理してそれをそこでやらせる必要はないというふうに私は思います。

それと、都市公園、都市公園法のその他の公園ということで位置づけされていたわけです。今まで都市計画が所管していたということは。そうすると、今回スポーツ公園になるということは、都市公園から外れちゃうわけです。そうすると、市としては、公園が少なく大変だから、何とかしてあの3町歩の複合施設を買うんだということで頑張っているんですけれども、片や5ヘクタールの土地を都市公園から外しちゃって、それで今度、新たにまた3町歩の土地を都市公園にするんだと。全く本末転倒していると思うんですけれども、これどういうふうな考え方でこういうふうなことが成り立つんですか。

○市長公室長（木村俊夫君）

おっしゃるとおりの内容ではございますけれども、実際には都市マスの中で都市公園とその他の公園という位置づけをされております。市内全体の公園としての面積の確保という形で考えてございまして、そこで第2公園を運動公園、そういう形で持っていくと。公園の面積は減らさずに、新たに公園を増やしていく、複合交流拠点の公園を増やしていくといった形で、全体的には減らさないというふうな方針でございます。

○矢口龍人委員

具体的に減らさないって、だから都市計画法の公園としては、都市公園ではなくなってしまうんですよ。スポーツ公園だったらいいんですか。違うと思いますよ。カウントされないんじゃないかと思うんですけども、まあいいですよ。まだもう一つあるんで、そっちのほうと一緒に教えてください。

先ほどもちょっと言いましたけれども、わかぐり運動公園、借り上げ料576万円、それから戸沢運動公園182万円、あと第1常陸野公園289万8000円、これは今後どうなるんですか。

○市長公室長（木村俊夫君）

こちらの公園、借地料も絡んで大きな金額になっているということで、前々から議員さんのほうには一般質問等で行われておりました。その中で、公共用地の借地の取扱い、こういったものを平成29年に出してございまして、そういった中で整理をさせていただいている内容がございまして。

わかぐり運動公園等については、今後も必要な公園であるというふうなことで買取りを進めていきたいというふうなことで考えておりました。第1常陸野公園につきましても借地が点在するために取得を進めるものと。そういった形での整理、こういったものについてはしてございまして、当時でございましてけれども、その辺については総務委員会等においてもご説明をしていると記憶してございまして。

○矢口龍人委員

何言っているか分からないんですけども、スケジュールを示してくださいよということですよ、私が聞いているのは。

○市長公室長（木村俊夫君）

すみません。こちら、FM推進室のほうで行っておりますので、我々そこはお答えなかなかしかなるところでございまして、後で確認をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○設楽健夫委員

この案件について、最初、教育部長から説明をしたいという話があったんですね。どういうことですかといったその理由については、使っている人たちからの強い要望があってという話だったんですよ。私はそういう話は全く聞いていませんでした。

○櫻井繁行委員長

設楽委員、申し訳ないです。この案件というのは、どの案件になりますかね。

○設楽健夫委員

購入案件。

○櫻井繁行委員長

公園用地取得費1900万円の案件ということでもいいですか。

○設楽健夫委員

そうです。

○櫻井繁行委員長

はい、そういうことで進めてください。

○設楽健夫委員

それで、私も資料を取り寄せて、様々な話も聞きに伺ったんですが、まず、この公園についてはスポーツ振興課では扱っていないと。なぜ教育委員会がこういうふうに関わってくるのか、私、分かりませんが、スポーツ振興課では扱っていない。したがって、そこでどのぐらい使用しているのかという集計はされていまして、という話だったんです。

それで、じゃどこでこの案件は管理しているんだと。聞いていったら、都市整備課だと。都市整備課

では、この公園の使用について集計だとか管理しているのかと聞いた。利用申請書が来ていますと。それだけなんですよね。その中にグラウンドゴルフ、先ほどもありましたね。もう一つ、グラウンドゴルフが中心ですけれども、私も資料請求で出してもらったのは3つなんです。どういうふうに使っているかも集計されていない。

その案件について、スポーツ振興課から提案されているものでもないと。都市整備課のほうでは受けているだけだと、申込書をね。庁議の中では、この記録文書を見ると、使用なしで、提案者は副市長って書いてあるんですよ。これ、どういうことですか。

○市長公室長（木村俊夫君）

庁議を預かっておりますので、お答えをさせていただきたいと思います。

これまでおっしゃられたような内容でございますけれども、ただ、これまで第2常陸野公園の使用法、そういったもので、いろいろ議員が伺ったというのも存じ上げております。新たに地権者のほうから買取りの協議、申出というか、お声がかかったというようなことを伺ってございます。

その中で今後の方向性、どういった形で考えていくか。そういったものを協議させていただいた上で庁議の中で決定して、方向性を決めて、今まで使い方、そういったものがちょっと違った方向にいったものを修正して、新たに導くというか方向性を出していきたいというふうなことでの庁議の結果でございます。

○設楽健夫委員

全くでたらめな回答はしないでくださいよ。この庁議の中でこの提案をした理由、その中で質疑も書いてあるんですよ、主な質疑、意見。事実に従って私は聞いているんですけども、スポーツ振興課でも扱っていない、あるいは管理している都市整備課では使用の申請書が何枚かあると。それで副市長が提案をしていると。これはどういう経緯で、行政の機構からしても全くおかしな提案の仕方をしているというふうに思うんですけども、そのことを聞いているんですよ。

それは、今、公室長が言った内容で説明、全くできませんよ。副市長、答弁をお願いします。

○副市長（横瀬典生君）

今、お話のテーマになっているのは第2常陸野公園の購入の、この前の2月1日でしたかね。その話の中で、資料なしで私がお話をしたということが問題かと。どうなっているのというお話だと思いますが、この問題については普通に、そういうものの必要性に応じてこのような発言をしたということでありませう。ちょっと待ってください、まだ。

その背景には、これまで様々にこれをどのようにやっていくかという話は出ておりましたので、そういったことを含めて私がそういう発言をしたわけでございます。特に2年前になると思いますが、いわゆる公の計画書の中にその辺の内容も都市マスの中に入っているというふうにも理解をしておりますので、そのようなことで、この段階では申し上げているというところでございます。

○設楽健夫委員

「用地の買取りの要望が出され」という記載があります。地権者から買取りの申出があったと。これは、いつ、どこに、どのような内容でこういう申出があったんですか。その記録はございますか。

○副市長（横瀬典生君）

今すぐにはあれですが、最終的に出てきたというのはいつでしたっけね、2月。ちょっと待ってください。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 3時47分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時48分]

○副市長（横瀬典生君）

先ほど、2年ほど前の様々な本市の市政をつくる作業があったという旨、お話をしておりますが、いわゆる内部協議としては令和3年の買取り申出による対応方針の協議をしております。地権者から買取り申出を受けると、これは口頭でございました。口頭でも有効なそうですから、誤解のないようにお願いをします。

それから、令和3年11月には借地返却に係る工事の見積りなどもお願いしております。そして、令和4年1月に地権者を訪問して買取り申出の確認をしたところでございます。そのような流れになっております。

○設楽健夫委員

買取りの申出は令和3年11月の工事見積もりをして以降のことですね。最終的に受け入れたのはいつですか。申出があったのはいつですか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 3時50分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時50分]

○副市長（横瀬典生君）

買取り申出の提出があったのは2月21日でございます。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 3時51分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時51分]

○副市長（横瀬典生君）

買取り申出の話は今、お答えしてしまったのは書類によって出された日でした。一番最初にあったのは、令和3年のときに話が出ております。それは口頭で受けているものでございます。さらに3年11月頃、借地返還に関する工事の見積りなども依頼をしております。それから、令和4年1月には訪問という形にもなりました。そして、令和4年2月1日に庁議を開催して、現在の結果になってお願いをしているところでございます。

○設楽健夫委員

今、令和3年2月21日から経過についてはお話をいただきましたので、この庁議の資料を見ますと、例外事項として地権者から買取りの申出があった際、将来的に活用が可能な場合という記載がありますね。そのときに、今度はこれは概要説明ですから、副市長がされたということでもよろしいんですか。

○市長公室長（木村俊夫君）

庁議の中で議論されましたのは、買取りを行うべきか行わないべきか、そういったところもございました。結果としまして、買取りを行う考え方として、今後の新しい使用方法、そういったものを見いだした上でスポーツ公園として使っていきたいというようなことで結果が出ているような内容でございます。

○設楽健夫委員

ここに概要説明で、将来的に活用が可能な場合という説明を副市長がされた、これはよろしいですね。

その下の、今度は主な質疑・意見というところを見ていただけますか。

全体として、将来的に使用が可能な場合、副市長がそういう説明をされたということを前提に話をしていますからね。何て書かれているかという、「現在、スマートインターチェンジの計画を進めており、周辺の観光の整備を含め、いろいろな推進ができるような内容が含まれているため、第2常陸野公園を別な形で活用することも考えられるのでは」と。これはどこの誰の説明なんですか。

○市長公室長（木村俊夫君）

庁議の中で各委員からの意見として出てきたものでございます。

○設楽健夫委員

これは、スマートインターチェンジの計画の中に、ここに例えばどういうものが想定されて、そして将来的な活用が可能な場合というふうに副市長は説明されていますけれども、副市長、ここではこの質疑の中での「スマートインターチェンジの活用を進めており」というこの説明は、このところは、私は恐らく、相当スマートインターだとか含めて計画をしておられる方の発言だというふうには思いますけれども、そこを説明していただけますか。

○市長公室長（木村俊夫君）

意見の中では、今おっしゃられたようなスマートインターの計画を進めているというようなところで、そういった形で観光もできるのではないかというふうなご意見があったということでございます。

○設楽健夫委員

スポーツ振興課扱いで、ここをスポーツ活動、あるいは利用者がターゲットバードゴルフだとかそういう形で進めていこうとしている。そういう人たちがいるからという話を私は最初に聞いたんですよ、教育部長から。それとは違う議論がされていたと。こういう議論はもっとオープンにしくちゃいけない内容がありますし、ここをじゃどのように使っているのか、道路を引いていくのか、あるいは観光振興計画という形で具体的な計画があつて、そして買おうとしているのか。そういう議論まで深めていかなかったら、この土地は引き続き返還していくという基本的な計画の下に進めるべきじゃないんじゃないですか。

○市長公室長（木村俊夫君）

今回のこの内容については、こういった方向性も考えられるので土地の購入を図って見たらどうかといった意見の内容でございます。あくまでも現在の使用しているのがターゲットバードゴルフ部であったり、グラウンドゴルフ部であったり、そういった実績も踏まえて、今後どうしていくかというようなことで考えていった内容を議論された内容でございます。

○設楽健夫委員

スポーツ振興課で活用の集計もしていない。あるいは都市整備課のほうで申請書を頂いているだけという状況の中で、この購入という計画を出していくというのは理由が非常に不明確なの。そして、財政的にも今、厳しい。そういう状況の中でこういうことはやるべきではないと、そういうふうに思いますけれども、いかがですか。

○市長公室長（木村俊夫君）

現在、体育協会の加盟団体、先ほど申し上げましたようにターゲットバードゴルフとグラウンドゴルフ、こういった方がご使用になっております。こういった方たちの体力づくり、そういったものを推進していきたいというようなことを考えておりますので、今後、例えば施設の整備きちんとしまして、今回、これから条例のほうでもご説明差し上げますが、広域的な利用、そういったところでも施設として活用していきたい、そういった考えがあつての議論であつたと認識してございます。

○矢口龍人委員

買うなって言っているんですよ、公室長。買うなって言っているの、買わないほうがいいよって。この内容見たら、全く必要なものじゃないんじゃないですか。あまりにも内容がなさ過ぎる。で、先ほどから言っているように、わかぐり運動公園とか第1常陸野公園は先行に買わなくちゃ駄目なんですよ。あれは毎日使われていて、これからもずっとあのグラウンドは使っていくんでしょ、市で。それなら何でここが先になっちゃうんですか。優先順位が違うと思いますよ。教えてください。

○市長公室長（木村俊夫君）

借地の整備ですよ。そういった部分については順を追って進めるような形で、FM推進室ともきちんと協議をさせていただきます。

今回の件に関しましては、契約期間が満了に近くなってくるんで、そこで、本来であれば借地を返却するというのが大事なことだと思います。ただ、それに至るまでの経緯、現在の使用の状況、さらにはこれを更地化して返却した場合の工事の期間であるとか金額ですね。こういったものを、当時の庁議の中では議論を差し上げております。そこで購入というような形で決定、そういった形になったものがございます。

○矢口龍人委員

公室長、ここにあるように、先ほど更地にしたときの工事金額を見積もりしてあると言ったよね。だから、それ幾らなの。それを示してくれますか。

○市長公室長（木村俊夫君）

金額のほうでございます。見積りを取った内容でございますが、これは都市整備のほうで取ってございまして、少々お待ちください。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 4時02分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時03分]

○市長公室長（木村俊夫君）

伐採抜根で約1130万円、施設の撤去で1240万円、それと借地分を返却した際の市有地、市の持っている土地ですね。そこに利用者を想定してというか、そこに取付道路を造る、これが2830万円。合わせて5200万円程度の更地化、返却のための経費がかかるということでございます。

○矢口龍人委員

あそこの土地は、要するに土手のほうですか、天の川のほうに向いた土手の傾斜地を市で買い上げて、平らな駐車場とか、あとあそこの平らなところが今回の買い上げる土地のような話なんですよ。だから、今言った取付道路が云々というけれども、市の持っている土地はあまり利用価値のない、そういう土地ばかりなんで、本当に散策でもやるとかハイキングでもやるとか、そういうふうな利用しかできないと思うんですよ、今持っている土地はね。だから、それでいいと思いますよ。取付け、進入道路2000万円とか3000万円だのって、そんな必要ないですよ。何を考えているんですか。これ、やっぱり土地利用の合理化調整会議をきちっと開いて、その中で議論するべきじゃないですか。それやってないでしょう、これも。

○市長公室長（木村俊夫君）

昨日も申し上げましたけれども、土地利用合理化調整会議については民間の土地利用を有効にさせていただく、そういった形の考え方でございますので、そちらにはかけるような案件でございません。

今後の利用方法でありますとか考え方、それらについては再度協議をしていくような形になると思いますが、それはあくまでも購入することを前提としての計画になってくると思いますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

○矢口龍人委員

だから、買わなかった場合にあの土地をどういうふうにご利用するかということ議論したらいいんじゃないですかって今、私、話しているんですよ。そういう議論はやったんですか。

○市長公室長（木村俊夫君）

買わないでの議論としては、現状、今使っておりますので、そこには取付道路を造るしかないであろうということでございます。そういった議論はしておりますけれども、どうしても取付道路は必要でございます。さらに、そこを散策路として使う場合であっても、伐採抜根、さらには建物の解体、これらの費用についてはかかってくるものと考えてございます。

○佐藤文雄委員

あまりにもずさんですよ。だって、実績がないわけでしょう。実績だ、実績だといったって、全然数字が出てないじゃないですか。それだけじゃないですよ。平成30年にはもう返すよというふうに言っているわけでしょう。それで、長々とまた延ばして、延ばして、令和3年になったら口頭で、口頭だよ、口頭。口頭で買取りの申出があったと。また口頭ですよ。日立のあの土地と同じだよ、また口頭で。

今度は令和3年11月に工事の見積り。この工事の見積りなんかすごいね、今。すごい金額になりましたよね。何でこんなに、一部の市民で実績も分からないところのバードゴルフの人たちのために、こんなに莫大なお金をかけようとするんですか。これ、みんな聞いたらかおかしいと思いますよ。もっともっと改良してもらいたい、補修をしてもらいたいという道路があると思いますよ。

それで、令和4年1月に土地所有者に副市長が訪問したんですか。訪問して、正式に買取りの申出というか、取り交わした。令和4年2月1日に庁議を行って、最終的には買うというふうに決めたと。その後不動産鑑定をすぐさまやって、2月28日には不動産鑑定でこの金額を決めたと。で、予算化すると。これはあまりにもずさん過ぎるし、またこういう流れそのものが、これは行政がやっちゃ駄目だと思いますよ。

副市長、どうですか。複合交流施設の問題であれだけみそをつけているのに、同じようなことをここでやっているということ自体が問題だと思いますよ。

○副市長（横瀬典生君）

手続がおかしいという話ですか。私はそうは当然、思っておりませんで、順を追ってやっていると。先ほども言いましたけれども、都市計画マスタープランにも入っておりますので、それを入れているのが、ちょうど2年ぐらいかかっていると思いますけれども、いろんな議論をいただいて、そこはそうすると。設置、使うというようなことも、活用はできるということも入っていると思います。

そういったことから考えまして、確かに早過ぎるとかいろんな批判はあるかと思いますが、正当にやっているという理解でございます。

○宮嶋 謙委員

矢口委員の資料請求の中の資料を見ますと、これまで土地購入と賃借料合わせると、この公園に1億3000万円、4000万円近く投じられているわけですね。最終的に1900万円で全部買い取ろうという話のようではありますが、賃借料8550万円と比べても、この土地の購入代金の約4.5倍のお金がもう払ってあるということなんですね。

まず、その行政手法は非常にまずいと思うんですね。本当に必要であれば、最初から買っておけば、

こんな4倍も5倍もお金を払わなくて済んだと思うんですね。庁議の結論のところ、見ていただきたいんですけども、「今後の利活用や買取りもして、スポーツ関係団体の現在の使用状況を踏まえている」ということなんですけれども、今までのご答弁伺うと、使用実態は把握していないと。今後の利活用の具体的な内容もないと。あるのは買取りの申出だけですね。ですから、買ってくれと言われて、取りあえず買っておこうと。そういうふう書いてあるわけですが、ここには。

今後の活用を見いだした上でって、まだ見いだしてない。見いだしてないうちに買っちゃおうと、そういうことなんです。だから、その辺を手段がおかしいというふうに言っているんですね。ここにこういうものを造る、この公園をこういうふうに変えて、こういうふうに造る計画がある。そのために土地を買うんだというのが普通の段取りだと思うんですけども、何に使うかも分からない、今までどういうふうに使われていたかも分からない、だけど申入れがあったから取りあえず買っておくと。そんないい加減な話は通らないと思いますね。

それから、私、この公園、最近、この議案が配られてから訪ねて、見てみましたけれども、実際に会員以外は立入禁止という看板がぶら下がっていましたが、中に入って勝手に使っちゃ困るというような書き方になっていました。手前の芝生の広場みたいところは入れました。トイレのところも入れました。でも、その奥は入らないように通せん坊してあって、会員以外は入場禁止みたいな看板がぶら下がっていたということで、非常にこれまでの使われ方もおかしいものがあるのではないかなというふうに推察されました。

でも、実際、私、日々それを確認しているわけじゃありませんから、皆さんも使用実態は把握されていないというようなことでありましたので、これまでの使われ方がどうであったかは今となっては分かりませんが、少なくとも大勢が集まって、にぎわいのある公園として活用されてきた実態もありますので、ここではもう買うのではなくて整理の方向で向かうべきだと思うんです。いかがでしょう。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 4時15分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時16分]

答弁を求めます。

○教育部長（田崎守一君）

先ほど、立て看板があって、会員以外立入禁止というのがご指摘ございました。これにつきましては、今まで都市整備課のほうで所管されていたもので、どのような経緯でこうなったのか分かりませんが、個人的な意見になってしまいますが、ターゲットバードゴルフ会員が自ら汗を流して造ってきたコースであるという愛着心から、このような会員以外禁止の看板が立てられたのではないかなというふうに感じているところでございます。

今後におきましては、教育委員会といたしましては、社会体育施設として広く市民に活用してまいりたいというふうに考えております。

○矢口龍人委員

田崎部長、あその場所は広く市民に開放する場所じゃないんですよ。さっき私、言いませんでした。あそこは、第2常陸野公園は周りに家があるから、家の人とかがうるさい、うるさくしないでくれ、花火なんか上げないでくれ、そういうふうと言われて使用できなくなったんですよ。そういう経緯があるの。そんな、あなたが言うようににぎわいなんか戻られたらすぐにクレーム来るよ。だから、全くその辺のところは分かってないんですよ、あなた方は。しっかりと都市整備課から引継ぎやらないとそんな

ことになるんですよ、分かってないでしょう。答弁願います。

○教育部長（田崎守一君）

今、矢口委員のほうからご意見をいただきました。所管しています都市整備課でその辺を確認はしたいと思います。また、教育委員会のほうで今後につきましては、繰り返しますが、広く市民に開放して、スポーツ公園というような形で、いろんな形で計画していきたいというふうに考えております。

○矢口龍人委員

だから、にぎやかにされるとうるさいから駄目なんだよということだからね。だから、スポーツするのも、子どもたちがたくさん集まってわーわーとやられるということは駄目ですよということになるから、よくしっかりとその辺のところを、前後も照査して計画練ったほうがいいと思います。

○教育部長（田崎守一君）

同じ答弁となってしまいますが、その辺は都市整備課のほうと状況を確認していきたいと思います。また、教育委員会としては何回も同じことを言って申し訳ないんですけども、今後のスポーツ公園ということで健康維持、そういった観点を持って、広く市民のほうにご交流をいただきたいというふうに考えております。

○川村成二委員

私もいろいろ聞いていて整理ができないので確認させていただきたいんですけども、今回のこの場所、第2常陸野公園の全体は現在は市が所有して、残りが借地だということで、先ほど公室長が更地工事費用として5200万円というのは、返却をするための更地の工事費用が5200万円かかるということで理解してよろしいのでしょうか。

○市長公室長（木村俊夫君）

今回、返却をするような、購入をしようとしている部分には桜の木を移植してあったり、植えてあったりなんかしているのがあるんですが、その部分を更地にして返却する際にかかる費用となってございます。

○川村成二委員

そうしますと、現在、ターゲットバードゴルフだとかグラウンドゴルフで市民が利用している場所というのは市の所有地ということで理解してよろしいのでしょうか。

○市長公室長（木村俊夫君）

ターゲットバードゴルフ場については市の施設、市の用地になってございます。グラウンドゴルフを行っている敷地については借地の部分でございます。

○川村成二委員

これは私、個人的にグラウンドの奥のターゲットバードゴルフをやっているところを行った経過があるんですが、そのときに立て看板があるので入っちゃまずいのかなと思ったんですけども、軽トラック等が入っているのでそのまま一緒について入っていったところ、話を聞いたら、自分たちで草木を伐採したり、使いやすいように整備しているよという話をそこで聞くことができました、できれば一緒にやらないかといって声もかけていただきました。非常に高齢者の方が自らが体を動かして活動している場所ということが、道路から見ると一切分からないんですけども、そういう実態は確認することはできました。

話は変わりますけれども、5200万円も整備をしないと返せないということと、この先、借地を継続できるのか、それとも返却するよといったら全て契約を解除しますということになれば、トータルコストとして考えたときには、今回の取得をしたほうがコスト的にはメリットがあるという判断が最終的な決

断ということで理解してよろしいのでしょうか。

○市長公室長（木村俊夫君）

購入に当たりましては、そういった形での検討もさせていただいた上で結論をつけたものでございます。借地を購入する金額と更地化する金額、それを差し引いて、今後、借地として払うであろうとか、その辺のところを参酌しまして、購入の結論を出したというようなことになってございます。

○川村成二委員

そこで、今回、議決されて取得することができたとすれば、今後の活用として、私としてはちょっと提案したいのは、施政方針で市長が述べていますけれども、脱炭素の取組で市はゼロカーボンシティ宣言をするようなことを、私の一般質問で市長は答えていただきました。令和4年度には環境基本計画を策定する計画がありますよね。そういった中で第2常陸野公園の場所を再生可能エネルギーの大拠点にすることも一つの方法としては考えられると思います。そういう土地の取得という意味でいけば、今後、環境計画での土地の購入は非常に大きなポイントになってくると思いますので、ぜひその計画の中に検討を加えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○市長公室長（木村俊夫君）

今回、我々の中で考えていたのはスポーツ公園としての活用と、さらには自然環境を生かしたワーケーションであるとか、そういったものも観光的な要素として考えていた部分がございます。あそこの公園の持っている景観、高い位置ですので、下は水田とか景色が見渡せますので、そういった部分を活用しながら、よりよい公園にできればなというふうなことは考えてございます。

そういった考えを基に今後、活用計画、そういったものをつくっていきたいなというふうには考えておりますので、よろしくお願いします。

○設楽健夫委員

今、活用計画で様々な話もありましたけれども、まだ我々には実際の費用対効果の問題含めて、計算書も何もないと。今までの話の中で管理費の話がないんですね。含めて、どういうふうな計画でいくのか、あるいは太陽光やる場合には市がやるのかということを含めて、具体的な話で今受けたとするならば、そういう話をきちっと我々に提示していただきたいと思いますが、いかがですか。

○市長公室長（木村俊夫君）

太陽光は私どものほうでは考えてございませんので、今後、活用を見いだせるスポーツ公園を主軸に考えた内容で検討させていただいて、そういった部分で整理がつき次第、ご提示をさせていただきたいと思います。

○宮嶋 謙委員

費用対効果の話をするのであれば、その後に整備する整備費を入れないと比較にならないでしょう。だから、この比較自体がおかしいんですよ。買ってそのままほっておく、そういう前提の比較しかやってないじゃないですか。スポーツ公園として幾ら投入する予定なんですか。

○市長公室長（木村俊夫君）

現在の考えているところは、駐車場が今、碎石の駐車場でございますので、その辺を舗装をかける。さらには道路からそのまま入って来られるという形もございまして、そこにフェンス等を設けて、さらには芝生広場をもう少し平らな形にしていく、転圧をかけるような形になると思いますので、そういった経費がかかってくるものと考えております。

○宮嶋 謙委員

だから、それがスポーツ公園構想だとしたら、庁議で様々な利活用ができるような話と全然話が違う

じゃないですか。砂利敷きをアスファルトにする、フェンスを回す、それだけの話でしょう。将来の利活用の計画なんですか、それが。だから、この費用対効果の考え方はおかしいと思いますよ。ほかの委員からこういうこともできる、ああいうこともできるって、それ言い始めたら切りないですよ。じゃ、もっと広い土地買って、ディズニーランドでも誘致したらどうですか。夢のある話だって幾らでもできるけれども、その整備費の話がなくて比較なんかできないんじゃないですか。いかがでしょう。

○市長公室長（木村俊夫君）

単純に土地を買う場合の比較をさせていただいた内容でございまして、整備の内容については、今おっしゃられたように、まだまだそこら辺の整理はできていません。それは整理をつけた上で、後々整理をつけさせていただきたいというふうなことでは考えてございます。

○宮嶋 謙委員

だから、後々整理をつけて、買うか買わないか決めるんでしょうというんですよ。整理がつかないんだったら返してくださいよ。もし、整理が近々つくんであれば、単年度契約にしたらどうですか。またぶっ込むようですよけれども、200万円。

○市長公室長（木村俊夫君）

今の段階で私からの答えはできませんので、これは私から、一度決まったものでございますので、お答えするような形にはできないと思いますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

○櫻井繁行委員長

それでは、最後に副市長から答弁をいただいて、そろそろ質疑を終了したいというふうに思いますので、最後の総括を含めて、副市長、横瀬典生君、答弁をお願いします。

○副市長（横瀬典生君）

それでは、お話をさせていただきます。

我々は当然のことですが、ここに提案するからには、今、説明を申し上げましたような内容で、これからもそのスタイルでいくということになります。ただ、足りない部分は足していくと、そういうことが大前提だと思います。そういうことでご理解をいただいて、可決いただきますように、どうぞよろしくお願いをいたします。

○小倉 博委員

いろいろな意見を聞いているんですけども、私は超ラッキーと思っているんですよ。土地の地形を見ても、これは第2の借楽園になっちゃうんじゃないかなと、この地形を考えて。ウォーキングする人もトレッキングする人も平らなところを歩くのは誰でも歩けるんですけども、あの地形を利用して、ウォーキングコース、あるいは今、これからの掲示ということを行ったけれども、伐採等も考えながらウォーキングコースをつくって。桜の花もあるし、梅もあるし、また歩く歩道もちょっと整理すれば、いい運動のコースができるんじゃないかと思っています。

また、ニュースポーツの中でも平らなところでやるばかりの競技じゃなくて、わざとそういう起伏のあるところを選んでやるスポーツもありますので、今までは利用価値がなかったという言葉もありますけれども、あの土地はいい土地じゃないかなと。スポーツをする、ニュースポーツですね。若い人から年寄りまで、いい土地だと思います。

それと、近隣の人がうるさいからやめろというのはちょっと。そういう人はまだ聞いてないんですけども、私の友達もあの近所にいるんですけども、その当時は花火を打ち上げたり、大騒ぎをしたんだらうと思うんですけども。ですから、ぜひ買い上げてください。

○教育部長（田崎守一君）

今、小倉委員からのほうもご意見等がございました。教育委員会といたしましては、ニュースポーツ、今、提案がございましたので、そういうことも視野に、またランニングコースとかそういうことも考慮しながら、今後よりよいスポーツ公園にしていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 4時33分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時33分]

○佐藤文雄委員

スポーツ公園管理に関する経費のところで施設管理委託っておりますよね、422万4000円。これは具体的にどういう中身ですか。

○スポーツ振興課長（齋藤裕之君）

第2常陸野公園を管理する草刈り等の賃金等でございます。

○佐藤文雄委員

422万4000円がこの第2常陸野公園の草刈り、これが422万4000円なんですか。

○スポーツ振興課長（齋藤裕之君）

こちらの経費につきましては、都市整備課のほうで上げた金額なのではっきりは理解してないんですけども、そのように聞いております。草刈り及び木の伐採、それに係る賃金でというように承っております。

○佐藤文雄委員

今までそれだけ費用はかかってないでしょう。スポーツ公園にするから施設管理委託でそのぐらいかかると。そうすると、このスポーツ公園の構想そのものがなければ委託費が出ないんじゃないですか。今、草木の伐採だとか何とか言ってないじゃないですか。今まで何もしてないわけでしょう。今度、スポーツ公園にする。その構想があつて委託費が出てくるんじゃないんですか。それが何か木の伐採とそれだけで422万4000円、これ毎年かかるということになるんですか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 4時36分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時36分]

○スポーツ振興課長（齋藤裕之君）

第2常陸野公園の去年の経費から出たものでございます。

○来栖丈治委員

スポーツ振興課にお伺いいたします。

昨年度、市の体育センターの関連で、旧保健センターの調査費用等の仕事が令和3年度予算で行われたと思うんですが、その報告はまだないんですけども、その経過と併せて令和4年度予算を見ましたところ、それに当たるようなものが提案されていないものですから、どのような状況で、今後どのような見通しで考えているのか、そこをお聞かせいただきたいと思います。

○スポーツ振興課長（齋藤裕之君）

令和3年度に500万円上げさせていただいて、委託契約を、調査委託をしました。それで、その報告が3月の中旬までとなっておりますので、まだ報告書のほうは上がっておりません。ですので、令和4年

度の予算上にはのせられませんので、次の令和5年度の予算に向けて協議をしながら、令和5年度の予算にのせるように、設計委託等の予算を計上したいと考えております。

○来栖丈治委員

様々な調査活動に協力したり、アンケートの調査に協力した方々から、どんな形になるのかなというようなこともあり、また要望しているようなこともいつ実現するのかなというように私の方で承っておりますので、できれば早くまとめてもらって、補正予算でも何でも早めに出してもらって、スポーツ振興に寄与していただければありがたく存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

そういった意味で、もう一度ご答弁いただければと思います。

○スポーツ振興課長（齋藤裕之君）

今、来栖委員からおっしゃられたとおり、早い時点で構想を練りまして、検討しまして対応していきたいと思います。できれば補正予算とかそういうことも考えながら、進めていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○櫻井繁行委員長

ほかございませんか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

それでは質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。 [午後 4時39分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時45分]

次に、議案第1号 公の施設の広域利用に関する協議についてを議題といたします。

市長公室政策経営課から特に補足説明等ございませんか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

それでは、議案第1号 市民の利便性の向上と交流の促進を図るため、本市ほか3市1町との公の施設を住民の相互利用に供される協議について議決いただくものでございます。

追加の説明はございません。よろしくお願いいたします。

○櫻井繁行委員長

それでは、改めまして説明が終わりました。

それでは、政策経営課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○矢口龍人委員

これは、5市1町での公共施設を相互利用ということだと思いますけれども、これは料金なんかも使用料等はどのようになっているのか、ご説明いただけますか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

料金につきましては、この協議を議決いただきまして、この枠内に入りますと市民扱いということで、例えばかすみがうら市市民が石岡市の施設を利用する際には、石岡市の市民料金、あるいは石岡市市民だけに供している施設であっても、この協議に入っていると、そちらの施設を利用できるというようなこととなっております。

○矢口龍人委員

これ土浦市はなぜ入っていないんですか。お尋ねいたします。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

現在、石岡市と行方市、小美玉市、茨城町でこの協議が整っておりまして、その枠組みに相互利用させていただくということがかすみがうら市が入っていくものでございます。土浦市につきましてはこちらの相互利用には入っていないという状況であります。

○矢口龍人委員

ぜひ、土浦市とかつくば市辺りも協議していただいて利用できるようにしていただきたいなというふうに思います。これ要望ですけれども、いかがですか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

こちらにつきまして、私どもだけで進めるということではございませんので、相手方の考えもあろうかと思っておりますので、今後そのようなことがあれば進めさせていただきたいと思っております。

○設楽健夫委員

この公の施設の広域利用に関する協定書とありますけれども、この協議体があるとすれば、それがいつ頃できて今日に至っているのか教えていただけますか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

ちょっとお時間をいただきたいと思っております。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 4時49分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時50分]

○宮嶋 謙委員

この相互利用できる施設の一覧、これは有料の施設に限定されているという意味なんですかね。どういうくくりで、この表の欄に入っているのでしょうか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

議案2号のほうでご覧いただいているのではなくて、議案集のほうでご覧いただいている施設でしょうかね。議案集でありますと28ページからになります。こちらに各市の広域利用できる施設が一覧として載っております。議案2号のほうでは、この後の議案の説明になりますけれども、かすみがうら市のほうで、利用に供する施設ということでございます。

それぞれ各市の考えで、広域利用できる施設ということで、出されているものであります。有料なものが主なものでありますが、中には図書館というものもございますので、無料で利用できるという施設もございます。その市の考え方に基づいて広域利用に供する施設として出させていただいているものであります。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 4時51分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時52分]

○政策経営課長（槌田浩幸君）

石岡市をはじめ3市1町で、平成28年3月にこういった形で進めるということで条例化されているということございまして、平成29年4月1日からこの条例が施行されているということでもありますので、その日から、平成29年4月1日からこの協議が始まっていると、広域利用が始まっているというふうなことでございます。

○設楽健夫委員

3市1町から申入れがあったんですか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

市民の方から、このような広域的な利用があるということができるといことがありましたので、石岡市のほうと確認を取りまして、今回このような形になった形でございます。

○櫻井繁行委員長

ほかございませんか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第2号 かすみがうら市公の施設の広域利用に関する条例の制定についてを議題といたします。

市長公室政策経営課から特に補足説明等ございませんか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

先ほど、議案第1号でご承認いただいた内容を条例化するものでございます。

補足説明はございません。

○櫻井繁行委員長

それでは、以上で説明が終わりました。

それでは、政策経営課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第3号 かすみがうら市企業版ふるさと納税基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてを議題といたします。

市長公室政策経営課から特に補足説明等はありませんか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

それでは、議案第3号でございます。

複数年年度で実施する事業に対し年度をまたいで寄附を募集し事業費に充てることを可能とする条例の制定でございます。

補足説明はありません。よろしくお願ひいたします。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、政策経営課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第4号 行政手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

市長公室情報政策課から特に補足説明等はありませんか。

○情報政策課長（稲生政次君）

本条例につきましては、本年度策定しております行財政改革基本方針におきます重点施策としまして、行政手続のオンライン化、自治体DXの推進に取り組んでいるところですが、その中で行政手続のデジタル化推進のためには、書面押印対面規制の見直しが必要となるため、今回関係条例について必要な改正を行うものです。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、情報政策課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第9号 令和3年度かすみがうら市一般会計補正予算（第11号）のうち、市長公室所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

市長公室政策経営課から特に補足説明等ございませんか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

それでは、ご覧のタブレット端末の中で、私どもで補正をさせていただきました事業について、まず2番でございます。こちらにつきまして震災復興特別交付税の返還金でございます。

続きましては、5番の1つ目と2つ目の積立てでございます。減災基金の積立てにつきましては、普通交付税で算入されたものを積立てをするものでございます。

続きまして、6番でございます。6番の上の総合計画審議会の報酬の減額と通学定期券の購入費の助成の減額でございます。これは事業確定に伴う減額でございます。

さらに39ページであります。一番最後の市債の償還金の利子の減額をするものでございます。

説明につきましては以上でございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、政策経営課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

最初に、震災復興特別交付税の返還金について説明していただけますか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

こちらにつきましては、震台への事業費が変更となり、工事の減額があったものというふうについてでございます。

令和3年度の返還でございますが、令和2年度に震災復興特別交付税は交付されておりますので、その工事の減に対する返還ということで、2011万4000円の返還ということが生じてございます。

○佐藤文雄委員

それから、基金運用のところ、減災基金積立金について説明してもらえますか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

こちらにつきましては、令和3年度に普通交付税に算入をされまして、基準財政需要額に算入されたものを、今回積立てをするものでございます。2億488万5000円となっております。

○佐藤文雄委員

交付税の算定のときにこれが入っていたんですか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

普通交付税の算定のときに算入されていたものでございます。

○佐藤文雄委員

これは事前に分からないものなんですか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

積立てをする予算につきましては、ちょうど1年前に当初予算を編成させていただきますので、その時点では、減災基金の積立てここまで伸びているというふうなことは承知しておりませんでした。普通交付税の算定につきましては7月の中旬頃に毎年算定確定してまいります。その時点で把握できたものですから、今回、積立ての補正をさせていただくということでございます。

○櫻井繁行委員長

ほかございませんか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

以上をもって、議案第9号に対する質疑が終わりました。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第13号 令和4年度かすみがうら市一般会計予算のうち市長公室所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

市長公室秘書広報課から特に補足説明等ございませんか。

○秘書広報課長（越渡貴之君）

令和4年度歳入歳出予算についてご説明いたします。

初めに、歳入ですが、予算書28ページをご覧ください。

21款諸収入5項7目1節雑入、説明欄一番上の項目となります。広報かすみがうら広告掲載料が予算額84万円。続いて、その下ホームページバナー広告掲載料が予算額36万円となりまして、いずれも前年同額を計上いたしました。歳入については以上となります。

次に、歳出となります。

主な事業についてご説明いたします。

事業概要説明書の3ページをご覧ください。

予算書につきましては、33、34ページとなります。

それでは、説明いたします。

こちらは広報事業となります。事業費の内訳でございますが、広報に要する経費といたしまして、予算額1454万7000円を計上いたしました。前年度比較で91万4000円の増。率にいたしますと6.7%の増となります。増額の要因でございますが、主たる事業概要をご覧ください。

こちらの記載ですが、左側の黒い四角が項目となっております。

初めに、一番上、広報紙による市民への市政、地域情報の定期配信、こちらの項目ですが、広報紙編集業務委託といたしまして514万8000円を計上いたしました。こちらは特集ページの制作やイベントの取材による映像撮影、編集といった内容となります。前年度比較で125万5000円の増、率にしますと32%の増となっております。理由といたしましては制作単価の上昇によるものです。

続きまして、その下になります。ユニバーサルデザインフォントの使用料として14万9000円を計上いたしました。こちらは令和4年度からの新規の内容となりまして、読み手に配慮した誰もが見やすい、読みやすい文字フォントを広報紙に取り入れるものでございます。

次に、その下の項目、広報デジタルブックの配信の項目。さらにその下、市ホームページ等による市政、地域情報の配信、こちらの項目につきましては、予算額はいずれも前年同額となっております。

最後に一番下の項目でございます。市公式アプリやメールマガジン、SNSを活用した幅広い世代への情報発信によるソーシャルメディア戦略の項目となります。こちらは広報アプリの改修業務といたしまして、49万3000円を計上いたしました。こちらは令和4年度の新規で単年度の業務となります。内容といたしましては、現在運用しております広報アプリの機能の強化、デザインの変更を行うものでございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、秘書広報課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結いたします。

続いて、市長公室政策経営課から特に補足説明等ございませんか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

まず、先ほど佐藤委員からのご質問の基金の積立ての交付税の算定ですが、12月に再算定がございまして、12月の算定のときに算入されたということで、訂正させていただきます。

それでは、議案13号の説明に入らせていただきます。

政策経営課が所管します歳入予算のうち、2款の地方譲与税から10款地方特例交付金につきましては、国が示す計画に基づくとともに、市の決算状況や経済状況などと照らし合わせて予算計上させていただきますので、説明は省略をさせていただきます。ご覧おきいただければと存じます。

それでは、11款の地方交付税の説明に入らせていただきます。

予算書の15ページになります。

11款1項地方交付税でございます。対前年度1億円の増額で38億5000万円を計上しております。こちらの内容といたしましては、普通交付税を1億円増額させていただきまして37億円。特別交付税を1億5000万円ということで計38億5000万円と、計上となっております。

続きまして、ページ、24ページになってございます。

繰入金を説明させていただきます。

19款繰入金1項基金繰入金になりますが、こちらにつきましては前年度より3223万8000円増額の10億3857万7000円を計上させていただいております。

まず、1目の財政調整基金でございますが、市の財政の調整を図っていくものでございますけれども、1億1610万5000円増額の5億7798万4000円を計上させていただいております。

次に、大きく変動しているのは4目の地域づくり基金の繰入金でございます。市の地域づくりに資するために基金が設けられております。こちらにつきましては、8686万7000円減額の1億4590万9000円ということで、中小企業対策でありますとか、企業立地促進の事業へ充当させていただく内容となっております。

続きまして、28ページでございます。

市債でございます。こちらにつきましては、5億8010万円減額の24億830万円を計上してございます。こちらの中で、私どもで直接所管をいたしますのは、6目の臨時財政対策債でございます。ページでいきますと29ページになります。こちらにつきましては、4億5600万円減額の4億4400万円の計上でございます。こちらにつきましては、地方財政計画の中で、地方の財源不足を国と地方が折半するというものが解消されたということで減額となったものでございます。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出につきまして説明をさせていただきます。

政策経営課で所管いたします事業のうち、主なもの2事業について説明をさせていただきます。

事業概要書につきましては4ページでございます。予算書につきましては41、42ページになってございます。

企画調整に要する経費でございます。こちらの主なものにつきましてはスマートインターチェンジ関連業務委託、また通学定期券購入費助成金などでありまして、前年度より6726万1000円減額の、2067万3000円の計上でございます。

スマートインターチェンジにつきましては、新規事業化を目指す業務委託でございます。また、もう一つの通学定期券の購入費助成につきましては、都内近郊、茨城県の近郊、また県内の遠方へ通学している方々に対する定期券に対しまして購入費を一部助成していくものでございます。

続きまして、次の事業概要書につきましては5ページ、予算書につきましてはちょっと飛びまして101ページでございます。

公共交通に要する経費でありまして、公共交通会議への負担金が主なものでございます。ほぼ前年と同額の5473万9000円の計上であります。事業内容といたしましては、デマンド型乗合タクシーの運行、かすみがうら広域バスの運行、千代田神立ラインの運行、高齢者運転免許自主返納助成、さらにはタクシー利用料金の助成事業などを実施しているものでございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、政策経営課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

財政調整基金の繰入金、これどこにどういうふうに使ったのか分かりますか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

財政調整基金につきましては、一般財源として活用することになってございますので、市の広く事業に、あるいは事務に充てていくというような内容でございます。

○佐藤文雄委員

簡単に言うと、一般財源が支出で間に合わなかったと。どうしても、これを取り崩すしかなかったと。財政的に厳しい状況だというふうに見て取ってよろしいですか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

歳入歳出予算を策定いたしまして、その差額が生じてまいります。当初予算で、税金あるいは譲与税、さらには交付税など、満額見込むことはちょっとできませんので、歳入欠陥を招いてしまうということが考えられます。財政状況についてのご質問でございましたので、内容といたしましては現在繰越金が4億円から5億円を、3年から4年度の繰越しですね、そちらについては見込んでおります。当初予算といたしまして、2億2000万円ご覧いただくと分かりますが、計上してございます。でありますので、その差額として、繰越金として2億から3億円ほど。また、税収の伸び、譲与税の伸び、こちら地方財政計画でも示されておまして、本市としましては、この2つほどで2億円ほど伸びる予定を考えてございます。今後ですね。

また、交付税につきましても、1億円増額させていただいておりましたが、また、さらには特別交付税も含めまして、普通交付税合わせて、地方交付税として1億円ほど伸びて来るということで、今後6億円ほど伸びて来るかなと考えてございます。

補正予算の財源としての繰越金も差し引いて考えなければいけません、当初予算では5億7798万4000円財政調整基金を繰入れしておりますが、令和3年度もそうありますが、令和4年度につきましても、財調取り崩さずに進めていきたいというようなことを考えてございます。

当初予算としては、決算額までは見込めない歳入の差額を財政調整基金で調整をさせていただいたという内容でございます。

○佐藤文雄委員

ということは、決算を待たないと確定しないというふうな理解でよろしいですか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

決算を見込んだ、最終的には補正予算、令和4年度の中の補正予算で財政調整基金の減額を進めていければと考えているところでございます。

○佐藤文雄委員

それから、臨時財政対策債が大幅に減りましたよね。これは国のほうの地方財政計画で、いわゆる地方交付税に充てる財源が確保できていると。臨時財政対策債を発行しなくても済むよということを意味しているんでしょうかね。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

臨時財政対策債につきましては今委員ご指摘のご質問のとおりでございます。国のほうの、地方財政対策のポイントということで、私どものほうに示されている、総務省から示されているものでありますけれども、今般対象財源不足が解消し、発行を前年度対比、国全体で3.7兆円を抑制するというところでございます。本市におきましては、この額が想定してくるということでございます。

その分といたしまして、ご質問の中にありましたように、普通交付税のほうで、基準財政需要額約こちらで3億円、この4億5600万円減額であります、そのうちの3億円を見ているということで、今後普通交付税のほうで算入されて交付されて来るというふうにご覧いただいております。

また、市税の収入でございますけれども、こちらの税務のほうから、資料提供あったかと思いますが、市税全体で1億7600万円の増額と、当初予算ですね、なっております。両方合わせますと、4億7600万円ということで、こちらの臨時財政対策債の減額分に相当する額は、今後税収及び普通交付税で入っ

てくるものと、示されるものと私どもでは考えているところであります。

○佐藤文雄委員

それから、スマートインターチェンジの関連業務委託が、また543万4000円追加ということになりますが、どこがどういうふうに違うんでしょうかね。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

現在、昨年の8月にスマートインターチェンジの準備段階調査ということで、国が主導として調査をしているところでございます。令和4年度、私どもで目指しているところは、現在も進めておりますが、準備会、さらには地区協議会を経まして、新規事業化ということで令和4年夏に採択を目指しているものでございます。そちらに対します、新規事業化を目指す業務委託としまして、今回543万4000円を計上させていただいているものであります。

○宮嶋 謙委員

デマンド型乗合タクシーについて伺いたいですけれども。

昨年7月に高齢者部分が値上げになったと思うんですが、その後の利用実態などが分かれば教えてください。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 5時20分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 5時20分]

○政策経営課長（槌田浩幸君）

令和3年度の6月までの利用でございますが、月449人、少ないときで397人ということでございました。7月以降でございますが、348人から395人ということで、400人弱であります、利用いただいているということでございます。

○宮嶋 謙委員

全体の拋出する予算としては、前年ほぼ同額、同程度という説明がありました。料金は上がって人数は減っているので同じぐらいの予算で収まっているというふうに考えられるのかなと思うんですけれども。そうであれば安くして多く乗ってもらったほうがよかったんじゃないかなというふうにも思えるんですよ。その辺の分析はどうなっていますでしょうか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

利用状況といたしましては、値上げ前と値上げ後と大きな差はございませんので、このまま推移していただければありがたいと考えているところでございます。料金につきましては、近隣、あるいは周りの県内の料金等も参酌しまして、600円ということで定めさせていただいておりますので、このような形で進めさせていただければなと考えております。また令和3年度の収支の比率でございますが、まだ決算は来ておりませんが、13%程度になってこようかなと考えているところでございます。

○田谷文子委員

通学定期購入費助成金のことでお尋ねしたいんですけれども。

今、リモート在宅の方が多かろうと思うんですけれども、その助成金の利用状況に変化はありますか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

昨年の利用でございますが、113人の利用者がございました。今年度はまだ申請段階であります、約倍の222人の申請があるといったところでございます。

昨年につきましては、通学というか大学のほうがリモート学習と、おっしゃいましたようになってい

たということで、利用者が少なく、交付決定額としましても480万円ほどでございました。今年につきましては、予算額1,300万円ではありますが、交付決定額を1126万6000円ということで、ほぼ予算額どおりの申請があったものと考えております。大学が再開されまして、利用者が増えてきているものというふうに私どもとしては考えているところであります。

○設楽健夫委員

令和4年度の予算の概要の一番最後のページの11ページですか。基金現在高の状況についてですが。先ほどもこの財政調整基金については説明がありましたけれども、この表を見ると、令和3年度末で11億9000万円あったものが、令和4年度末が6億1000万円という記載がありますよね。ここで令和4年度繰入予定額については、今後変動があるという話が先ほどありましたよね。ただ、この数年見ていると、この財政調整基金の金額が、あと数年でほとんどゼロに近いところまで進んでいく可能性があるというふうに私は思うんですけれども。この辺についてはどういう見通しを立てていますか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

設楽委員には、毎回、財政調整基金のご質問いただいております。先ほど説明をさせていただきましたように、令和4年度の繰入れ予定につきましては、なるべくこれを5億7000万円ほど計上させていただいておりますが、繰入額をゼロ円に近づけていきたいと考えているところでございます。

令和4年度末につきましては、令和3年度末の同額にして、この財政調整基金を金額を保っていきたいと考えております。また、財政調整基金につきましては、前年度の繰越金の状況にも大きく左右されるかと思われま。一時は9億円ほどの繰越金がありましたけれども、そういったときは、財政調整基金をはじめ、減災基金等への積立てをしていきたいと考えております。

現在につきましては、先ほど説明させていただきましたように、今年の令和3年度の繰越額としまして、4億から5億程度を考えてございますので、こちらについては、令和3年度の財政調整基金の繰入れをせずに対応していき、その繰越金を令和4年度へ回していきたいというふうに考えてございます。令和4年度の補正予算への対応。さらにはこちらの財政調整基金の繰入れの5億7000万円のうちの2億程度に充てたいと考えてございます。残りの3億7000万円程度につきましては、税込及び普通交付税の伸びがありますれば、こちらを繰入れしなくて済む状況となりますので、令和3年度末の11億9000万円を、令和4年度末にそのまま現在高として進めていきたいと、今後もなるべくこちらについては、減少させない状況を保ちつつ、財政運営を行っていききたいと考えております。

○設楽健夫委員

この令和4年度繰入予定額の5億7700万円ありますね。これの算定した理由と言いますか、その辺を概要で結構ですから教えていただけますか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

予算を組む場合に、充当できる財源は国庫補助金、県補助金、さらには市債ですね。依存財源と言われているものでございますけれども、そちらを先に充当していきます。その残りとしまして、歳出の総計をヒアリングなり査定なりで確定した後に、税込さらには譲与税、普通交付税で、差額を充当していきまして、最終的に、基金の中で充当していくということで、今回は5億7000万円を充当しまして、歳入歳出の調整を図ったものでございます。また、これと同じように充当するものとしたしましては繰越金も含まれてございますので、そちらの調整も金額が幾らになるかということで予算計上させていただきました。2億2000万円ほどですかね。計上させていただいておりますが、そちらについての計上とこちらを合わせて、差額を歳出の歳入の差額を充当したような形でございます。

○櫻井繁行委員長

ほかございますか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

それでは続いて、市長公室情報政策課から特に補足説明等ございませんか。

○情報政策課長（稲生政次君）

令和4年度、情報政策課所管の歳出について、予算の説明をいたしたいと思います。

資料につきましては事業概要説明書7ページ、8ページ。予算書で言いますと42ページからになります。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 5時30分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 5時30分]

○情報政策課長（稲生政次君）

情報政策課所管の事業名ですけれども、情報環境管理運営事業。内訳としまして、一つずつご説明申し上げます。

イントラネット整備に要する経費ですけれども、こちら前年度比としまして1366万6000円の増となっております。要因としましてはイントラネット端末更新に伴う費用の増加となっております。

続いて、電算ネットワークシステム整備に要する経費ですけれども、こちらについては2164万1000円の増となっております。こちらにつきましては庁内各事務室及び会議室等に整備します無線LANの構築費用が主な増加の要因となっております。

続きまして、基幹系電算システム管理に要する経費ですけれども、こちらにつきましては、前年度費231万円の増となっております。主な要因としましては、端末の更新に伴いまして基幹系のシステムを導入するための委託料が主な内容となっております。

続きまして、概要書の8ページをご覧いただきたいと思います。

事業名としましては、電子自治体推進事業ですけれども、内訳としましては電子自治体推進に要する経費ですけれども、前年度比としまして934万4000円の増となっております。要因としましては、庁内職員間の連絡調整を手元のパソコンで行うことができますウェブ会議システムの導入費用となっております。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、情報政策課に関する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。 [午後 5時32分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 5時32分]

以上をもって、議案第13号に対する質疑が終わりました。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

○佐藤文雄委員

一般会計令和4年度、反対の立場なんです。

まとまっていないんでね。簡単に言うと、まず複合交流拠点施設の用地、この11億円、これは絶対に反対だと言うことです。それから、私は再三、新治広域事務組合はもう解散しましたが、環境クリーンセンターはまだまだ使えるということで訴訟までやって、結果的には敗訴をしましたが、これは解体は不必要だというふうに今でも思っております。

それから、スマートインターチェンジについても、これも必要ないというふうに思います。

これに関連して、第2常陸野公園の土地購入が突然出て来る。議論の中でも明らかなように、もう土地購入先にありきだったということだと思うんですね。これはあまりにも行政の内部での潜行というか、それで簡単に決めてしまう。これは本当に問題だというふうに思います。

それと、教育費のほうについては、公会計になって改善はされているということなんです、やはり私何回も言いますが、学校給食の問題は置いておいても、教材費は4800万円あれば、公費で賄えるんですね。ぜひこれは公費で賄ってもらいたいということを申し上げて反対の討論にしたいと思いません。

○櫻井繁行委員長

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

それでは、討論を終結いたします。

本案は異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○櫻井繁行委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

それではここで執行部の方には退席をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。 [午後 5時35分]

○櫻井繁行委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午後 5時36分]

以上で本委員会に付託されました議案等の審査は全て終了いたしました。

そのほか委員の皆様から何かございますか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

それでは、なきようですので、ここでお諮りをいたします。

委員会会議録作成の件ですが、委員長に一任いただきたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、異議のなきようですので、そのようにさせていただきます。

以上をもって、令和4年第1回定例会議案審査特別委員会を閉会いたします。

皆さん、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉 会 午後 5時37分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和4年第1回定例会議案審査特別委員会

委員長 櫻井繁行